

平成30年10月 2 日（火曜日）

第 2 号

平成30年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第 2 号

平成30年10月2日（火曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
笹田 浩 君	
副委員長	
内田 尊之 君	
安住 太伸 君	
小岩 均 君	
久保秋 雄太 君	
白川 祥二 君	
梶谷 大志 君	
中野 秀敏 君	塚本 敏一 君
	中野 秀敏 君
花崎 勝 君	
長尾 信秀 君	
橋本 豊行 君	
吉井 透 君	
喜多 龍一 君	

出席説明員

建設部長	岡田 恭一 君
建設部建築企画監	平向 邦夫 君
建設部次長	井之口 淳治 君
建設政策局長	岸 純太郎 君
土木局長	天野 俊哉 君
まちづくり局長	永山 秀明 君
住宅局長	長浜 光弘 君
建築局長	椿谷 敏雄 君

建設部技監	北谷 啓幸 君
施設保全防災 担当局長	阿部島 啓人 君
建設業担当局長	高橋 利明 君
施設整備担当局長	工藤 均 君
総務課長	白石 敏 君
建設政策課長	白石 俊哉 君
維持担当課長	京田 隆一 君
建設業担当課長	若井 衛 君
河川砂防課長	金澤 克人 君
砂防災害担当課長	山廣 孝之 君
建築指導課長	西澤 拓哉 君
建築安全担当課長	宮森 隆之 君
住宅課長	高橋 信二 君
住宅管理担当課長	藤岡 正勝 君

水産林務部長	幡宮 輝雄 君
水産林務部次長	浦島 浩史 君
水産局長	遠藤 俊充 君
林務局長	本間 俊明 君
森林環境局長 兼全国育樹祭準備 室長	鈴木 道和 君
水産基盤整備 担当局長	生田 泰 君
森林計画担当局長	岡嶋 秀典 君
総務課長	黒澤 政之 君
企画調整担当課長	野村 博明 君
水産経営課長	杉西 紀元 君
水産食品担当課長	佐々木 剛 君
水産振興課長	佐藤 伸治 君
漁場事業担当課長	喜多 正広 君

【第2分科会 10月2日 第2号】

漁港漁村課長 相原正樹君
漁業管理課長 矢本諭君
林業木材課長 工藤森生君
林業振興担当課長 加納剛君
人材育成担当課長 土屋禎治君
森林計画課長 服部浩治君
森林整備課長 寺田宏君
路網整備担当課長 川瀬正博君
治山課長 岡本直規君
森林活用課長 濱田智子君
道有林課長 川西博史君
全国育樹祭準備室
参事 佐々木裕明君

農政部長 梶田敏博君
農政部長
食の安全推進監 甲谷恵君
農政部次長 青木誠雄君
食の安全推進局長 立花智君
生産振興局長 宮田大君
農業経営局長 渡邊頭太郎君
農村振興局長 橋本智史君
農政部技監 足立一郎君
競馬事業室長 田中源一君
技術支援担当局長 秋元勝彦君
活性化支援担当局長 西崎高君

農政課長 水戸部裕君
政策調整担当課長 野口正浩君
食品政策課長 瀬川辰徳君
6次産業化担当課長 雄谷淳史君
農産振興課長 山野寺元一君
畜産振興課長 山口和海君
技術普及課長 白旗哲史君
農業経営課長 赤池政彦君
農業支援担当課長 上西新次君
農地調整課長 尾崎純一君
農村設計課長 芳賀是則君
事業調整課長 須藤正之君
農業施設管理課長 中山篤史君
農村計画課長 坂井松信君
農地整備課長 山崎毅匡君
農村整備課長 高崎悟君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 永井宏佳君
議事課主査 神澤信宏君
同 伊藤秀和君
同 田中啓之君
同 堤輔君
同 渋谷崇君
同 高橋智嗣君

午前 10 時 開議

○笹田浩委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

[神澤主査朗読]

1. 本日の会議録署名委員は、

白川祥二委員
中野秀敏委員

であります。

○**笹田浩委員長** まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**笹田浩委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○**笹田浩委員長** それでは、議案第1号ないし第3号及び第25号を一括議題といたします。

1. 建設部所管審査

○**笹田浩委員長** これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

内田尊之君。

○**内田尊之委員** おはようございます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、災害対応についてお伺いをいたします。

初めに、今般の地震でお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

近年は、何十年に一度と言われる大雨や大地震など、大規模災害が毎年のように全国で発生しており、多くのとうとい命が奪われるばかりではなく、被災後も、経済活動の回復に大きな影を落とすような状況がしばしば見られております。

本道も、例外ではなく、一昨年の台風被害の爪跡がまだ全道各地に残る中、本年7月には、上川地方を豪雨が襲い、旭川市を中心に河川氾濫など、大きな被害が発生いたしました。

先月においては、4日から5日にかけて、台風21号が本道に接近し、暴風雨による災害が発生し、さらに、6日の未明に、北海道で初の最大震度7を記録する北海道胆振東部地震が発生するなど、過去に例を見ない大災害が立て続けに発生いたしました。

こうした自然災害からの復旧に日夜御尽力いただいている建設部の皆様方には、心から敬意を表する次第でございます。

このような大規模災害への対応について、以下、数点お伺いをいたします。

7月2日から5日にかけて、前線と台風7号から変わった低気圧による大雨によって、道内各地でさまざまな被害が発生しておりますが、建設部が所管する公共土木施設に関する被害の概要について、まずお伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 砂防災害担当課長山廣孝之君。

○**山廣砂防災害担当課長** 公共土木施設の被害についてであります。道が管理する施設の被害

【第2分科会 10月2日 第2号】

につきましては、全体で171カ所、82億円となっております、その内訳は、河川が139カ所、44億円、道路が21カ所、12億円、橋梁が3カ所、13億円、砂防などが8カ所、13億円となっているところでございます。

○内田尊之委員 続いて、再度災害防止対策についてお伺いをいたします。

旭川市のペーパン川では、2年前の台風による大雨の際に被災し、災害復旧工事を実施した箇所が、再び、このたびの豪雨で被災したと承知しております。

災害復旧事業は原形復旧が原則と聞いており、前回よりも降水量が多かったのであればやむを得ないものと考えますが、地元の被災者としては、復旧したばかりの箇所が再び被災したことに對して釈然としない思いがあると考えます。

ペーパン川では、以前から河川改修工事が実施されており、改修が終了している下流の区間では河川の氾濫は起きておらず、改修がもっと早く進んでいれば被災は免れたのではないかとの声もあると聞いております。

ペーパン川の災害復旧工事の実施に当たっては、こうした状況も踏まえ、河川災害が繰り返されることのないよう、しっかりと取り組む必要があると考えますが、見解を伺います。

○笹田浩委員長 土木局長天野俊哉君。

○天野土木局長 ペーパン川の整備についてであります、今回の大雨で、整備が完了している区間は大きな浸水被害が発生しなかったことから、早急に整備を進める必要があると考えているところでございます。

このため、道では、被災直後に、地域の代表や農業団体、旭川市などから構成されるペーパン川・倉沼川災害対策連絡協議会を設置し、地域の要望や整備に必要な用地の確保などの課題につきまして、協議を進めているところでございます。

道としましては、この協議会を活用し、地域や関係機関と調整を図りながら、流域全体の整備計画を検討するとともに、必要な予算の確保に向けて国へ要望するなど、災害に強い北海道づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○内田尊之委員 続いて、北海道胆振東部地震による災害についてお伺いをいたします。

9月6日の北海道胆振東部地震によって被災した道路や河川等、建設部が所管する公共土木施設の被害状況について、まずお伺いをいたします。

○山廣砂防災害担当課長 今回の地震による公共土木施設の被害についてであります、道が管理する施設の被害につきましては、現時点で318カ所、720億円となっております、その内訳は、道路が267カ所、453億円、橋梁が16カ所、196億円、河川が31カ所、70億円、公園及び下水道が4カ所、1億円となっているところでございます。

○内田尊之委員 このたびの地震により、厚真町、安平町、むかわ町を中心として、道路の通行どめや、河川のせきどめ、いわゆる河道埋塞が発生したとのことですが、こうした被災箇所では、一刻も早い応急的な復旧が必要と考えます。

今回の地震では、どのような応急作業を実施したのか、伺います。

○笹田浩委員長 維持担当課長京田隆一君。

○京田維持担当課長 応急復旧についてであります。このたびの地震の震源地に近い道道上幌内早来停車場線や千歳鷓川線などでは、大規模な土砂崩れや路面の陥没などが多数発生しましたが、被災直後から、崩落土砂を撤去し、山腹からの土砂流出を防ぐ大型土のうの設置や、路面の段差の解消などの応急復旧を行い、2次災害の危険がある箇所などを除き、通行規制を解除したところでございます。

また、被災した、厚真町の小中学校の通学路となる厚真新橋や上厚真大橋では、橋桁を仮固定するなど、応急復旧を行い、授業の再開前に歩行者の通行を可能にしたところでございます。

さらに、厚真川では、隣接の斜面で大規模崩落が発生し、河道が埋塞したため、河川の増水に伴う住宅や農地の浸水被害が懸念されましたことから、最大で約60台の重機により倒木や土砂の撤去を行い、おおむね地震発生前の河道を確保したところでございます。

○内田尊之委員 続いて、今後の予定についてお伺いいたします。

応急の復旧作業により、道路や河川などの公共土木施設について、一定程度の機能は回復しているところでありますが、いまだ通行どめの路線があるなど、今後、本格的に復旧作業を進める必要があると考えます。

今後の復旧作業に向けた予定はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○山廣砂防災担当課長 今後の予定についてであります。公共土木施設の災害復旧につきましては、国による災害査定を簡素化措置を受けまして、従来、発生から約2カ月を要していた査定までの期間を約1カ月に短縮し、10月10日から初回の査定が実施されることとなったところでございます。

道といたしましては、査定後、速やかな復旧を進めるとともに、崩落した土砂が堆積した道路や、河道が土砂で塞がった河川など、早急に除去作業が必要な緊急度の高い箇所につきましては、査定を待たずに応急工事を進めておまして、被災箇所の一日も早い本格的な復旧に努めてまいります。

○内田尊之委員 続いて、砂防事業についてお伺いをいたします。

今回の地震災害では、大規模な山腹崩壊が発生し、厚真川の上流部の溪流などに大量の土砂が堆積していると聞いております。今後の降雨や融雪などによって、大規模な土砂災害が発生するのではないかと懸念されるところであります。

これを防止するためには、緊急的な砂防事業が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○天野土木局長 砂防事業についてであります。道では、地震発生後、土砂災害危険箇所の緊急点検により、今後の降雨等による新たな土砂災害の危険性について調査し、大型土のうなどによる応急的な対策が必要な箇所につきましては、早急に工事を進めているところでございます。

また、山腹崩壊が広域で多数発生し、膨大な崩壊土砂が堆積している溪流や、大規模な斜面崩壊が発生した箇所などにつきましては、抜本的な対策として、砂防事業はもとより、治山事業等と一体となった土砂災害対策を速やかに実施することが必要と認識しているところでござい

す。

○内田尊之委員 このたびの地震は、広い範囲で大規模な土砂崩れが発生するなど、被害が大きく、早期の復旧を図るためには、国などの関係機関との連携が重要と考えますが、どう取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 建設政策課長白石俊哉君。

○白石建設政策課長 関係機関との連携についてであります。このたびの地震災害では、発災直後から、北海道開発局より、協定に基づき、リエゾンやTEC—FORCEの派遣を初め、電源車、照明車などの資機材の貸与をいただいたところです。

また、道路の啓開や河川の埋塞土砂の除去などの応急対策に関し、自衛隊などから多大な協力をいただき、厚真川における早期の河道の確保を初め、連携による取り組みの成果が得られたところです。

さらに、厚真町などでは、広範囲かつ大規模な山腹崩壊が発生しており、今後の降雨や融雪による土砂災害の発生が懸念されますことから、国に対し、道と連携した砂防事業等の実施について、緊急の要請を行ったところでございます。

○内田尊之委員 続いて、市町村への支援についてであります。市町村が管理する道路や河川なども相当な被害を受けているところではありますが、被災した町の役場などでは、技術系職員が少ない上に、災害対応の経験が乏しいと聞いております。

こうした団体には道からの支援が不可欠と考えますが、道はどのように対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

○白石建設政策課長 市町村への支援についてであります。道では、発災直後から、厚真町や安平町に技術職員を派遣し、情報収集、技術的なアドバイスをを行ったほか、建築物の応急危険度判定のため、建築技術職員を、厚真町やむかわ町、安平町に派遣したところでございます。

さらに、今後の災害査定に向けては、特に被害が大きかった3町に対し、災害対応に豊富な経験を有する技術職員を派遣し、復旧工法の選定や資料の作成を支援してまいります。

○内田尊之委員 道内では、これまでも、数多くの地震が発生し、被害が生じていることから、地震に強いインフラ整備が進められてきたと認識しております。

しかし、今回の地震は、道内で初となる震度7を記録し、多くの公共土木施設に被害が生じました。

これまで以上に、地震に強いインフラ整備が重要になると考えますが、これまでの道の取り組み状況やその効果について、どのように認識しており、今後、どう対応していく考えなのか、見解を伺います。

○笹田浩委員長 建設政策局長岸純太郎君。

○岸建設政策局長 これまでの取り組みなどについてでございますが、公共土木施設の耐震性の確保につきましては、道路や河川などの施設ごとに定められた耐震基準に基づき整備を行うほか、既存施設の改修などを実施しているところでございます。

特に、落橋による影響が大きい緊急輸送道路や、集落の孤立を防止する避難路などの橋梁を優先して、落橋防止装置の設置などの耐震化を進めており、今回の地震災害では、一部の橋梁で損傷はございましたものの、阪神・淡路大震災や熊本地震で多数発生した落橋は確認されておらず、耐震補強の一定の効果があったものと考えてございます。

今後も引き続き、橋梁などの耐震補強を進めるほか、地震による電柱の倒壊を防ぐための無電柱化の推進など、地震時における被害の防止、軽減を図るインフラ整備に取り組んでまいりてでございます。

○内田尊之委員 続いて、激甚災害の指定などについてお伺いをいたします。

昨日、10月1日に、国は、このたびの地震による公共土木施設の災害復旧事業に関し、激甚災害法に基づく本激の指定を行いました。

今後、この指定に基づき、国庫負担率のかさ上げを受けるためには、国による対象団体の判定を待たなければなりません、道が適用対象となる見通しはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○山廣砂防災担当課長 激甚災害に係る国庫負担率などについてであります、道が実施する災害復旧事業の国庫負担率は80%でありまして、そのかさ上げにつきましては、地方負担分の20%が道の標準税収入の10%を上回った場合に、査定決定額に応じて、標準の80%からかさ上げされることになっているところでございます。

現時点での道の被害額に基づく負担額と標準税収入とを比較しますと、負担率のかさ上げは厳しい状況となっておりますが、このほかに、査定申請に必要な測量や調査設計に係る費用の50%が国庫負担されることにつきましては、被災箇所や規模が大きかった今回の震災に関しまして、道財政の負担軽減に資するものと考えているところでございます。

○内田尊之委員 ただいまの答弁をお聞きしますと、現在の判定基準では、道が国庫負担率のかさ上げの適用を受けることは厳しい状況とのことではあります、本道の広域性や人口密度の低さ、産業の規模、道の財政力などを考慮した場合、現行の判定基準が実情に即したものとなっているのか、疑問を感じざるを得ません。

道は、国に判定基準の見直しを求めるなど、道が実施する公共土木施設にかかわる災害復旧事業に激甚災害指定による具体的な優遇措置が適用となるよう、最大限努めるべきであると考えます。

道は、今後、どのように対応する考えなのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 建設部長岡田恭一君。

○岡田建設部長 今後の対応についてでございますが、都道府県の公共土木施設の災害復旧事業において国庫負担率がかさ上げとなりましたのは、過去10年間では、平成23年の東日本大震災で被災をした岩手県、宮城県、福島県と、平成28年に地震と豪雨に見舞われた熊本県において、標準の負担率の66%からかさ上げをされたところではあります、平成26年に土砂災害で76名ものとうい命が失われた広島県や、平成29年の九州北部豪雨の際の福岡県や大分県などでは、かさ上

【第2分科会 10月2日 第2号】

げがされなかったと聞いているところでございます。

道といたしましては、公共土木施設の復旧に向けて、道路や河川などの直接的な被害のみならず、土砂流出を防止する施設の新設を盛り込んだところでありまして、引き続き、このような措置に加え、査定の簡素化や、査定申請に必要な調査設計に係る費用の地方負担の軽減など、迅速な復旧や再度災害の防止に向け、あらゆる機会を通じて国に要望してまいる考えでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 これまで、被災の概要や応急復旧、関係機関との連携など、さまざまな角度から、このたびの地震災害について伺ってまいりました。

今後は、喫緊の課題である被災箇所の早期復旧はもとよりであります。自然災害に強い北海道づくりを求める道民の声にしっかりと応えていくことが重要になってまいります。

道は、北海道の強靱化に向けて、どう取り組んでいく考えなのか、見解を伺います。

○岡田建設部長 今後の取り組みについてでございますが、ことし7月の上川地域を中心とした大雨や、先月の胆振東部地震におきましては、公共土木施設の被害はもとより、物流や農業、観光など、地域経済への影響も極めて大きなものとなりましたことから、改めて、施設の強靱化の必要性を痛感したところでございます。

道といたしましては、被災箇所の復旧に当たりまして、早期復旧に全力で取り組むことはもとより、再度災害を防止するため、改良普及に取り組むほか、国と連携した緊急的な砂防事業などを推進していく考えであります。

また、今後の災害に備え、北海道強靱化計画に基づく防災・減災対策を着実に推進するため、必要な予算の確保に努めるなど、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られますよう、災害に強い北海道づくりに積極的に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○内田尊之委員 道が管理する公共土木施設の台風と地震による災害からの復旧などについて伺ってまいりましたが、関係者の努力が実って、激甚災害の指定が行われたにもかかわらず、負担率のかさ上げ措置を受けることは厳しい状況であるということでもあります。

この点につきましては、より踏み込んだ対応が必要であると考えますので、知事に改めて見解をお伺いしたいと思います。委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、被災者への住宅等の支援についてお伺いをいたします。

北海道胆振東部地震では、住宅の被害も多数に上っており、いまだに避難所での生活を余儀なくされている方々が大勢いらっしゃいます。

道では、地震発生の当初から、住宅に被害を受けた被災者に対して、さまざまな対応を行ってきていると承知しておりますが、それらについて、順次お伺いをしてまいります。

このたびの地震により被災した住宅などの建築物を対象に、応急危険度判定を実施したとのことではありますが、確認の意味も含めまして、その目的と、今回の地震における実施状況についてお伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 建築安全担当課長宮森隆之君。

○**宮森建築安全担当課長** 応急危険度判定についてであります。応急危険度判定は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる2次被害を防止し、建物の利用者や通行人の安全の確保を図るため、発災後、速やかに、建築物の被害の状況を外観目視により調査し、その危険の程度を、危険、要注意、調査済みの3段階で判定、表示するものでございます。

今回の地震における応急危険度判定につきましては、地震が発生した9月6日から12日までの間に、札幌市、北広島市、厚真町、安平町、むかわ町の五つの市と町で、合計813件の判定を実施したところであり、札幌市では、7日から12日にかけて538件の判定を実施し、このうち、危険が84件、要注意が89件、北広島市では、6日から12日にかけて76件実施し、このうち、危険が13件、要注意が15件、厚真町では、10日に5件実施し、このうち、危険が4件、要注意が1件、安平町では、8日と9日に81件実施し、このうち、危険が22件、要注意が31件、むかわ町では、7日から10日にかけて113件実施し、このうち、危険が34件、要注意が27件の結果であったところでございます。

○**内田尊之委員** 報道によりますと、応急危険度判定は、札幌市などでは市が行っており、胆振の3町では道が主体となって行ったとのことですが、判定における道と市町村の役割はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

また、道は、今回の地震において、どのような体制で判定に取り組んできたのか、あわせてお伺いをいたします。

○**宮森建築安全担当課長** 道の役割などについてでございますが、応急危険度判定は、北海道震災建築物応急危険度判定要綱に基づき、被災した市町村がみずから判定を行うことを基本としており、道は、市町村からの要請を受けて、判定の支援を行うこととなっております。

今回の地震では、厚真町、安平町、むかわ町が甚大な被害を受けていたことから、道では、3町とも、みずから判定を実施することは困難と考え、地震発生当日に建築技術職員を現地に派遣し、3町と事前協議を行ったところであり、協議が調った町から、順次、支援要請を受けて、道の職員の延べ28人のほか、道総研建築研究本部や北海道開発局の協力を得て編成した延べ36人の支援チームを派遣し、判定を実施したところでございます。

○**内田尊之委員** 続いて、応急危険度判定の今後の対応についてであります。道では、短期間で3町における判定を実施したわけでありませけれども、今回の結果を踏まえ、今後の地震災害における判定活動にどのように取り組んでいこうと考えているのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 住宅局長長浜光弘君。

○**長浜住宅局長** 今後の対応についてでございますが、今回の地震では、発生当日からの一連の取り組みにより、迅速な判定が実施できたと考えておりました。道といたしましては、今後も、被災市町村による判定の実施が困難と考えられる場合には、支援要請を待たずに、現地への職員派遣や事前協議を行うほか、今回実施した判定作業等を踏まえ、実施体制や支援体制などの検証を行うとともに、道、市町村、建築関係団体で構成する全道連絡協議会において、応急危険度判

【第2分科会 10月2日 第2号】

定士の養成確保に向けた取り組みや、被災時における連絡体制の強化を行うなど、迅速で確実な判定の実施に向けて取り組んでまいります。

○内田尊之委員 続いて、住まいの確保についてお伺いします。

被災された方々が日常の生活に戻るためには、安心して暮らせる住まいの確保が不可欠と考えます。

道では、道営住宅の提供や応急仮設住宅の建設を進めていると承知しております。

そこでまず、道営住宅の提供について伺います。

道は、被災者に対して道営住宅を無償で提供しているとのことですが、その取り組み状況について、問い合わせや申し込み等の状況も含めてお伺いをいたします。

○笹田浩委員長 住宅管理担当課長藤岡正勝君。

○藤岡住宅管理担当課長 道営住宅の提供についてであります。道では、震災発生後、速やかに、被災者に対して道営住宅を応急的な住宅として無償で提供することを決定し、住宅被害が大きかった胆振総合振興局管内や石狩振興局管内及び日高振興局管内に所在する道営住宅の空き住戸のうち、入居が可能な公募予定の住宅や、建てかえ事業の実施に向けて空き家としている住宅など、272戸を確保し、9月8日から受け付けを開始したところでございます。

また、昨日、10月1日時点における問い合わせ件数は181件、申し込み件数は40件となっております。既に入居されている件数は14件でございます。

○内田尊之委員 応急仮設住宅については、災害救助法による住宅関係対策として、保健福祉部の所管になると承知しておりますが、住宅対策を所管している建設部としても対応が求められると考えます。

応急仮設住宅には、直接建設するものと、既存の住宅を借り上げる、いわゆるみなし仮設住宅があると聞いております。

今回の地震において、まず、みなし仮設住宅についてどのような対応をしたのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 建築指導課長西澤拓哉君。

○西澤建築指導課長 みなし仮設住宅についてでございますが、道では、今回の住宅被害が甚大かつ広範囲に及んでおり、被災された方々に対する応急的な住宅として、道営住宅に加え、民間賃貸住宅の活用も必要と考えましたことから、地震発生後、速やかに、不動産業団体に対して、民間賃貸住宅の空き室情報の提供について協力を要請しますとともに、庁内の関係部局で調整を行い、被災者に提供可能な空き室リストを作成することとしたところでございます。

この結果、現在、札幌市、苫小牧市などに所在する約800戸の情報を取りまとめたところであり、被災した市町村からの要請に対応できるよう、準備を行ったところでございます。

○内田尊之委員 次に、応急仮設住宅の建設についてお伺いをいたします。

道は、厚真町、安平町、むかわ町の3町で、1期分として130戸の応急仮設住宅の建設に着手されましたが、これから冬を迎える被災地では、一日も早い完成が望まれております。

応急仮設住宅の建設に関する現在までの対応状況と完成予定についてお伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 住宅課長高橋信二君。

○**高橋住宅課長** 応急仮設住宅の建設についてであります。道では、地震発生の翌日に、厚真町、安平町、むかわ町に職員を派遣し、応急仮設住宅建設の事業の進め方や建設候補地の状況などについて協議し、建設の意向を確認しながら敷地の調査を行うなど、早期着工に向けた事前準備を進めていたところでございます。

その後、9月18日に、3町における1期工事として、130戸の建設戸数と七つの建設地区を決定し、応急仮設住宅の建設に関する協定を結んでいる一般社団法人プレハブ建築協会への建設要請を通じ、会員企業と、配置計画や具体的な仕様等について必要な調査設計を進め、25日に全ての地区で工事に着手したところです。

現在、道の技術職員の13名が2班体制で現地に常駐しながら、現場の打ち合わせや工程管理を行っており、10月末をめどに、一日も早い完成を目指しているところでございます。

○**内田尊之委員** 続いて、応急仮設住宅の仕様についてお伺いをします。

建設される住宅は、北海道の積雪寒冷という厳しい条件の中で、今後2年間は被災者の方々の生活の場となることから、応急仮設であっても、さまざまな配慮が求められると考えます。

どのような仕様となっているのか、お伺いをいたします。

○**高橋住宅課長** 応急仮設住宅の仕様についてであります。現在建設している応急仮設住宅におきましては、積雪寒冷という本道の厳しい気候条件を踏まえ、除雪しやすい住棟の配置、積雪荷重を考慮した構造の強化のほか、外壁や窓、玄関ドアなどについて、標準的な仕様よりも断熱性能を高めるとともに、給水管の凍結防止対策、風除室やFF式ストーブの設置などを行うこととしているところでございます。

また、世帯人数に応じた3種類の住戸タイプの供給や、隣り合う住戸の壁の防音への配慮、外部物置の設置による収納スペースの確保など、居住性にも配慮するほか、トイレ、浴室、玄関への手すりの設置など、高齢者にも配慮した仕様としているところでございます。

○**内田尊之委員** 今回の地震災害で避難を余儀なくされた方々の中には、農業者の方も多く、こうした方々は、市街地の仮設住宅では、今後の営農などに支障が出ることを懸念しているとお聞きしております。

こうした方々に対しましては、例えば、トレーラーハウスを営農地に近い箇所に設置することによって、早期の営農や生活の再建に有効と考えます。

仮設住宅の整備に当たっては、トレーラーハウスの活用も視野に入れるなど、住民の要望に十分配慮する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○**高橋住宅課長** 応急仮設住宅の確保についてであります。道としては、できるだけ早期に、住居を失った方々の住まいの確保ができるよう、厚真町、安平町、むかわ町で、建設型応急仮設住宅の第1期工事に着手するとともに、借り上げ型応急仮設住宅、いわゆるみなし仮設住宅についても、被災市町を通じて、申し込み手続などを開始しているところでございます。

【第2分科会 10月2日 第2号】

今後、被災3町が進めている住家被害調査や住民の意向確認などを踏まえ、必要総戸数を確定し、早期に第2期工事に着手する考えであり、その際には、トレーラーハウスを含め、プレハブ住宅や木造住宅など、応急仮設住宅として設置することができるさまざまな形態について、3町の意向を十分伺い、引き続き、生活再建の視点に立って、被災者の方々が安心できる居住の場の確保に努めてまいります。

○内田尊之委員 住宅の被害を受けた方は、仮設住宅により住宅を確保されたとしても、被災した住宅の補修や再建などに不安を抱えていると思います。

このような被災者の方々をどのように支援していこうと考えているのか、お伺いいたします。

○長浜住宅局長 被災された方々への技術面からの支援についてでございますが、道では、被災された方々が自宅の補修や再建を検討する際の参考となりますよう、関係団体等が行っている住宅相談窓口や、調査、検査に係る技術者名簿などの情報を取りまとめ、ホームページで公表したほか、経済的な負担の軽減を図るため、住宅を建て直す際に必要となる、建築基準法に基づく確認申請などに関し、道に申請する場合、その手数料を免除することとしたところでございます。

今後も、被災市町村と協議し、道総研建築研究本部や、住宅の設計、建設などの関係団体と連携した合同相談会の開催を検討するなど、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行い、被災した住宅の補修や再建が円滑に進むよう支援してまいります。

○内田尊之委員 最後に、今後の対応についてお伺いをいたします。

今回の地震では、多くの方が住宅を失ったりして、現状のままでは生活することが困難となっております。

まずは、避難生活から、当面の間、住める場所を提供するということが大切であり、安心した生活の確保に向けて、建設部としてどのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 建設部建築企画監平向邦夫君。

○平向建設部建築企画監 今後の対応についてでございますが、道では、被災された方々の住まいの確保に向け、応急的な住宅としての道営住宅の無償提供や、みなし仮設住宅の実施に向けた空き室情報の取りまとめのほか、本道の気候条件を踏まえた応急仮設住宅の建設を行うとともに、被災した住宅の補修や再建を進めるための相談窓口に関する情報提供など、再建の段階や被災された方々のニーズにも配慮しながら、きめ細やかに対応してきているところでございます。

道といたしましては、今後とも、庁内の関係部局や、関係する団体などとの連携を一層強化し、被災された方々が1日でも早く安心して暮らせる環境を取り戻せるよう、全力で取り組んでまいります。

以上です。

○内田尊之委員 以上で終わります。

○笹田浩委員長 内田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

橋本豊行君。

○橋本豊行委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

9月6日に発生しました北海道胆振東部地震は、道内の観測史上で最大の震度7を観測する、極めて激しい大地震でございました。

この大地震により、広範囲で、大規模な土砂崩れや地すべり、液状化現象などによる家屋の倒壊、道路の陥没等で、多くの方々のとうとい命が奪われ、多数の方々が負傷し、今もなお、多くの被災者の方々が、不安や心労を抱えながら、不自由な避難生活を余儀なくされているところでございます。

地震により亡くなられた方とその御遺族に対して、深く哀悼の意を表し、被災された方々に、お見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

まず最初に、胆振東部地震の発生から、4週間が経過しましたが、道路や河川、橋などの土木施設の損壊による被害額が1243億円と報告されているところでございます。

道管理と市町村管理の土木施設の状況や、それぞれの被害額の内訳についてお伺いいたします。

○笹田浩委員長 砂防災害担当課長山廣孝之君。

○山廣砂防災害担当課長 公共土木施設などの被害額についてであります。現時点で、道と市町村を合わせて1164億円となっております。施設ごとの内訳は、道路が643億円、橋梁が212億円、河川が153億円、下水道が149億円、公園が7億円となっております。

また、道と市町村ごとの内訳は、道が720億円、札幌市が174億円、厚真町が149億円、安平町が90億円、むかわ町が23億円、その他の市町村が8億円となっております。

このほか、厚真町や日高町が実施する、家屋周辺に堆積した土砂の排除事業費などの79億円を加えまして、総額で1243億円となっております。

○橋本豊行委員 道道では、胆振管内の震源地周辺の3町の12路線、日高管内の8路線、空知管内の1路線で、橋梁損傷や土砂崩れなどが発生したというふうに承知しているところでございますけれども、被害の概要についてお伺いいたします。

○笹田浩委員長 維持担当課長京田隆一君。

○京田維持担当課長 道道の被害の概要についてであります。現時点で、胆振管内では、上幌内早来停車場線や千歳鶴川線など220カ所において、大規模な土砂崩れ、路面の陥没などが発生したところでございます。

また、厚真浜厚真停車場線の上厚真大橋など16橋において、橋桁を支える支承の損傷や橋台背面の段差などが発生したところでございます。

日高管内では、平取穂別線や正和門別停車場線など47カ所において、舗装のひび割れや段差などが発生したところでございます。

空知管内では、夕張厚真線の1カ所において、落石が発生したところでございます。

○橋本豊行委員 これまでの対応についてお伺いしますけれども、このたびの地震災害では、道

道沿いの斜面で大規模な山腹崩壊が発生し、沿道の民家を押し潰したばかりではなく、流れ出した土砂が道路に大量に堆積し、長期にわたる通行どめが発生していると承知をしているところがあります。

道では、こうした事象に対して、これまでどのように対応してきたのか、お伺いいたします。

○京田維持担当課長 これまでの対応についてであります。道道沿いの斜面で大規模な山腹崩壊が発生した上幌内早来停車場線などでは、被災直後から、自衛隊や北海道開発局の御協力をいただき、崩落土砂の撤去を行ってきたところでございます。

さらに、山腹からの土砂流出を防ぐ大型土のうの設置など、応急復旧を行い、発災後は、延べ15路線、22区間で通行規制を行いましたが、現時点で、2次災害の危険がある箇所など、7路線、10区間にまで減少したところでございます。

○橋本豊行委員 今答弁がありました厚真町の道道上幌内早来停車場線では、いまだ土砂の撤去が完了していない区間があるというふうに聞いているところであります。

完了していない理由についてお伺いいたします。

○笹田浩委員長 施設保全防災担当局長阿部島啓人君。

○阿部島施設保全防災担当局長 土砂撤去の進捗状況についてでございますが、吉野地区と富里地区におきましては、道道の一部の区間で、土砂の撤去が完了していないところでございます。

このうち、吉野地区につきましては、崩落した斜面が不安定であり、余震や降雨に伴う土砂崩れによる2次災害のおそれがありますことから、作業を一時中断いたしました。その後、地震活動が収束する傾向にございますことから、斜面の監視を行いながら、啓開作業を再開したところでございます。

また、富里地区につきましても、土砂崩落が非常に大規模であり、道路本体も損壊しておりますことから、道路啓開作業に時間を要しているところでございます。

いずれの地区につきましても、農作業や復旧作業に支障がないよう、町道等を活用して通行の確保を図ったところでございますが、道道につきましても、引き続き、早期に通行規制が解除できるよう、道路啓開作業などに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○橋本豊行委員 次に、緊急輸送道路についてでありますけれども、阪神・淡路大震災での教訓を踏まえて、地震直後から発生する緊急輸送を円滑、確実にを行うために、高速自動車国道、一般国道など、防災拠点と相互に連絡する緊急輸送道路を設定しているというふうなことでありますけれども、被災地周辺の緊急輸送道路において、地震発生後、どのように対応してきたのか、お伺いをいたします。

○京田維持担当課長 緊急輸送道路における地震後の対応についてであります。国や道などの関係機関で構成される協議会で設定した緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要とされているところでございます。

このたびの被災地域においては、厚真町から札幌方面に至る最短ルートであり、緊急輸送道路に設定されている道道千歳鶴川線で大規模な土砂崩れが発生したため、被災直後から、重点的に崩落土砂の撤去を行い、9月19日の通行規制解除により、緊急輸送ネットワークの機能が回復したところでございます。

○橋本豊行委員 崩落した土砂の一部については、河川にも流れ込んで、厚真川では河道を塞いでしまったというふうに承知しているところでございます。

このような状況に対して、どのように対応してきたのか、この点についてもお伺いします。

○京田維持担当課長 厚真川の河道埋塞への対応についてであります。厚真川では、檜山橋、幌内橋、コブシ橋の3カ所付近の斜面で大規模な土砂崩れが発生し、流入した合計で約10万立方メートル以上の土砂による河道埋塞が発生したところでございます。

これにより、降雨があった場合、河川の増水に伴う住宅や農地の浸水被害が懸念されましたことから、最大で約60台の重機により、土砂や倒木の撤去を行い、おおむね地震発生前の河道を確保したところでございます。

○橋本豊行委員 次に、ダム状況についてでありますけれども、地震発生時の道管理ダムの状況について、現地調査の結果、異常がなかったのか、お伺いをいたします。

また、建設中の厚幌ダム貯水池周辺の斜面で崩落が発生したということでございますけれども、どのような対応をしているのか、この点についてもお伺いします。

○阿部島施設保全防災担当局長 地震発生時のダムの状況などについてであります。道が管理する17のダムのうち、震度4以上が観測された13のダムにおきまして、地震発生後、直ちに点検を実施したところでございます。

目視によりまして、ダム堤体の漏水、周辺の斜面の崩落、放流設備の障害物の有無を確認いたしますとともに、ダム堤体内の計器により、漏水量などの確認を行った結果、全てのダムで異常はなかったところでございます。

また、現在建設中の厚幌ダムでは、地震発生後の点検の結果、ダムの安全性に問題がないことを確認したところでございますが、貯水池周辺の斜面において崩落が確認されましたことから、ダムの貯水位を低下させて、詳細な調査を行ってまいります。

以上です。

○橋本豊行委員 道路や河川、また、ダムの現状など、被災状況が次々と明らかになってきているところでございます。一日も早い復旧が望まれるのはもちろんのことですけれども、先ほどの答弁にありましたとおり、今後の降雨や融雪、また、余震の状況などによっては、2次災害の発生も危惧されるところでございます。

こうした状況を踏まえて、建設部としてはどのように対応していくのか、見解をお伺いいたします。

○笹田浩委員長 建設部長岡田恭一君。

○岡田建設部長 今後の取り組みについてでございますが、このたびの胆振東部地震では、道内

【第2分科会 10月2日 第2号】

で初となる震度7を観測し、公共土木施設の被害も、過去の地震災害と比べて極めて大きなものとなっているところであります。

特に、厚真町などでは、大規模な山腹崩壊の発生により、林地、道路、農地など、広範囲で被害を受けておりました。今後の降雨や春先の融雪により、2次災害の発生も懸念されるところであります。

こうしたことから、道といたしましては、被災箇所の復旧に当たりまして、庁内の関係部局が緊密に連携を図り、復旧工法を検討するほか、2次災害の防止に向け、国と連携した緊急的な砂防事業を推進するなど、被災地の一日も早い復旧、復興に向けて取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○橋本豊行委員 ただいま御答弁をいただきましたけれども、実際、地震災害が発生した後、速やかに災害対策本部を設置して、被災市町村と一体となって、関係機関の協力のもとに、被災者の救助や支援に当たるなど、復旧に向けた最大限の対策を行ってきているところでございますけれども、災害が甚大かつ大規模であるために、まだ今後の詰めも必要であるというふうに考えているところでございます。

総合的な対策やその後の対応も速やかに進めていかなければならないというふうに考えているところでございますので、知事にも見解を伺いたいと思います。委員長の取り計らいをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○笹田浩委員長 橋本委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

久保秋雄太君。

○久保秋雄太委員 私からは、建設産業における人手不足対策についてお伺いをいたします。

国は、昨今、建設業などで厳しさを増す全国的な人手不足の状況を踏まえ、外国人の新たな在留資格制度を導入する方針を固め、来年4月からの実施を目指し、検討作業を急いでいると聞いております。

道内の建設産業においても人手不足が深刻化しており、道は、これまで、建設産業における働き方改革の取り組みを進めてきましたが、新たな在留資格制度の導入に伴う外国人材活用の可能性が拡大することなどを踏まえ、建設産業における人手不足対策についてお伺いをいたします。

道内の建設産業における人手不足の最近の状況はどのようになっているのか、伺います。

○笹田浩委員長 建設業担当課長若井衛君。

○若井建設業担当課長 建設産業における人手不足の状況についてであります。本道の全職種の有効求人倍率は、北海道労働局の発表によれば、8年連続で前年度を上回っており、直近の5年間を見ますと、平成25年度の平均では0.74倍であったものが、平成29年度は1.11倍となっているところでございます。

このうち、建設業関係の主な職種につきましては、型枠大工、とび工では、平成25年度の平均の3.40倍が、平成29年度は6.38倍に、建築・土木・測量技術者では、平成25年度の平均の3.50倍が、平成29年度は5.10倍に上昇するなど、他の職種と比べて人手不足がより顕著になっているところがございます。

○久保秋雄太委員 他の職種と比べて顕著になっているということではありますが、道内の建設産業においては、人材確保に向けて、業界団体として、あるいは個々の企業で、どのような取り組みが進められているのか、お伺いをいたします。

○若井建設業担当課長 業界団体などの取り組みについてではありますが、人材確保に向け、各地域の建設業協会などでは、建設産業の役割や魅力をPRし、職業に対する理解を深めるため、プロモーションDVDの制作や現場見学会、高校生などを対象としたインターンシップなどに取り組んでおり、個別の企業でも、同様に、現場見学会やインターンシップ、測量体験会といった取り組みを進めていると承知しているところがございます。

また、道と札幌市の共催による、建設産業の役割や魅力を広く道民の皆様に発信する建設産業ふれあい展に、北海道建設業協会、日本建築大工技能士会、左官業組合連合会などの業界団体が参加し、パネル展のほか、主に小学生を対象とした椅子づくりや塗り壁などの技能体験を実施するなど、担い手の確保に向けた取り組みを進めているところがございます。

○久保秋雄太委員 私の地元・オホーツクでも、オホーツク二建会が、数年前に、チ・カ・ホでやったふれあい展で、おしゃれな作業着を展示したり、毎年、小中学生のサッカー教室、サッカー大会を開催し、サッカーを通じて、建設業に、より理解を深めてもらうというような活動もしております。

業界団体や個々の企業においても、人手不足の解消、担い手の確保育成に向けて、いろいろな視点から、さまざまな取り組みが進められているところでもあります。

道では、どのような取り組みを進めているのか、お伺いをいたします。

○若井建設業担当課長 担い手の確保育成に向けた取り組みについてではありますが、道では、これまでも、イベントやセミナーの開催による建設産業の魅力のPRのほか、週休2日の導入、適切な賃金水準の確保、社会保険等未加入対策による就業環境の改善、地方建設業協会が開催する、技術や技能の習得のための若手技術者研修会への補助金の交付などにより、担い手の確保育成に取り組んできたところがございます。

また、本年3月には、建設産業を支援する道の施策を総合的に取りまとめた北海道建設産業支援プラン2018を策定したところであり、本年度から、新たに、高校生を対象とするICT体験講習会や、企業を対象とする、入職者募集に向けた効果的な情報発信、担い手の育成方法の習得のための研修会を実施するなど、引き続き、担い手の確保育成に取り組んでまいります。

○久保秋雄太委員 現在、国では、全産業的に生じている人手不足の解消に向けて、新たな在留資格の検討を進めていると聞いております。

また、他県では、外国人抜きでは建設産業の現場が回らないといった声も聞くわけでもあります

【第2分科会 10月2日 第2号】

が、道内の業界ではどのような実態なのか、経営者からはどのような意見があるのか、お伺いをいたします。

○若井建設業担当課長 外国人材の労働実態などについてであります。北海道労働局における外国人雇用状況の届出状況によりますと、平成29年10月末時点の道内の外国人労働者数は、全産業で1万7756人、このうち、建設業は942人となっており、前年の28年10月末の、全産業で1万5081人、うち、建設業は620人と比較しますと、いずれも増加しており、特に、建設業では約1.5倍と大幅に増加しているところでございます。

また、現在、外国人の技能実習生を受け入れている鉄筋業協同組合や型枠工事業協同組合などを対象に行いました聞き取り調査では、人手不足のため、労働力となることを期待している、技能の活用の可能性が広がることは、外国人にとっても業界にとってもよいことといった前向きな意見がある一方で、言葉のハンディキャップがあるといった課題に関する意見もあったところでございます。

○久保秋雄太委員 現在の人手不足の状況が、人口減少や少子・高齢化を背景とした構造的なものであることを思えば、若年人材や女性、高齢者などにとどまらず、いずれ、外国人材の活用も視野に入れた取り組みが必要になってくるという意見も耳にいたします。

他県では、民間企業などが建設現場への外国人材の導入に積極的に取り組む例がふえていていると聞きますが、道は、今後とも、外国人材を想定せずに人手不足を乗り越えることが可能と考えているのか、認識をお伺いいたします。

○笹田浩委員長 建設業担当局長高橋利明君。

○高橋建設業担当局長 外国人材の活用についてでございますが、本道におきましては、全国を上回るペースで少子・高齢化や生産年齢人口の減少が進んでおりまして、建設産業におきましても、道や各企業、業界団体が担い手の確保育成に向けて、さまざまな取り組みを行っておりますが、依然として、他の業種と比べて人手不足が顕著であり、厳しい状況が続いているところでございます。

このため、道といたしましても、国における新たな残留資格の創設により、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れていくことは、道内の建設産業の持続的発展にとっても重要と受けとめているところでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 道内企業は、外国人材に限らず、多様な人材を活用することによって、人手不足の状況を乗り越えていく必要があります、就業環境の改善も含め、受け入れ体制の整備が急務と考えます。

他県で外国人材の活用に走り出しているときに、道内の業界もおくれをとることがないように、今から準備を進めていくことが重要であり、このたびの制度改正の動きを契機として、外国人材を初めとする多様な人材の受け入れ体制の整備に重点的に取り組む必要があると考えますが、最後に部長に見解をお伺いし、質問を終わります。

○**笹田浩委員長** 建設部長岡田恭一君。

○**岡田建設部長** 多様な人材の受け入れについてでございますが、建設産業におきましては、これまで、若年労働者や女性の入職、定着に向けた、週休2日の導入、女性用更衣室の準備など、就業環境の改善などに取り組むほか、障がい者の就労に関しまして、建設工事競争入札参加資格審査において評価をするなど、多様な人材の受け入れに向けた取り組みを促進しているところでございます。

また、国が検討している新たな在留資格による外国人材の受け入れにつきましても、道民と外国人が互いの文化や生活習慣などを相互に理解、尊重し、ともに暮らしていけるような地域づくりが必要であると考えているところであります。

道といたしましては、今後とも、外国人を初めとする多様な人材の活用に向けて、国の制度改正に関する検討状況を注視しますとともに、業界団体の意見も伺いながら、受け入れ環境の整備などに取り組み、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的発展に努めてまいります。

以上でございます。

○**久保秋雄太委員** 終わります。

○**笹田浩委員長** 久保秋委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

安住太伸君。

○**安住太伸委員** 通告に従い、順次伺ってまいります。

留萌、空知、上川の3地域を中心に、観測史上で最大の雨量を記録するなど、大変な豪雨となった7月の大雨により、私の地元・旭川でも、農業被害を初め、大きな被害が幾つも報告されています。

ふだん見なれた、小川が流れる穏やかな農村風景が一変して、平時の何倍にも上るような濁流が次々と水田をのみ込んでいくさま、そうした状況がニュースで報道されるのをごらんになった方々は大きな衝撃を受けたことと思いますし、私自身も大変なショックを受けました。改めて、心からお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

その後、そうした被災河川の流域では、先ほども内田委員が取り上げてくださったとおり、災害対策連絡協議会が設置され、既に複数回開催されるなど、地元自治体や地域の方なども交えた関係者による協議が鋭意進められております。

まずは冒頭に、そうした協議を含めた、この間の地元の建設管理部の皆様を初めとする関係者の方々の昼夜を分かたぬ復旧に向けた対応、御尽力に、地元を代表する者の一人として、私からも深く感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

私どもの会派としても、第2回定例会終了後の7月下旬早々に、空知、上川における被災状況の現地視察に飛びました。加えて、地域からの強い要請に基づき、9月に入り、そのときは単独でしたが、再度、現況と課題の確認のために現地入りし、流域の方々から細かく説明を受けてまいりましたので、そうした数度の視察結果を踏まえた具体的な内容にかかわり、以下お聞きしてまいります。

【第2分科会 10月2日 第2号】

初めに、先ほども話題に上った、くだんのペーパン川流域の現状認識についてです。

現在、河川整備を進めている区間は、同河川全体のうち、どの程度を占めるのか、また、その区間外の整備に対する地域からの要望を道はどのようにお聞きしているのか、その2点についてお聞かせください。

○笹田浩委員長 河川砂防課長金澤克人君。

○金澤河川砂防課長 河川整備の現状などについてでございますが、ペーパン川の道管理区間は、牛朱別川の合流点から22.4キロメートルの区間でありまして、このうち、8.9キロメートルを計画区間として、河道の掘削や堤防の新設などの河川整備を進めているところでございます。

こうした中、7月の被災直後に、地域の代表や農業団体、旭川市などから構成されるペーパン川・倉沼川災害対策連絡協議会を設置しまして、地域の要望などを伺っているところでございます。

協議会におきましては、現在実施している区間の河川整備を早急に進めることや、計画区間外の整備などについて要望されているところでございます。

○安住太伸委員 なぜ、地域の方が、声を荒げんばかりに、一刻も早い整備をと要望されるかということですか。

現地に赴き、細かな説明を受けながら、源流部まで流域全体を確認したことで、私自身が改めてわかったことがあります。

御答弁のとおり、合流点から20キロメートル余りさかのぼった源流部は、もともと農業用ダムとして整備されており、洪水調節機能を有しておりません。加えて、流域には、堤防と呼べるほどのものがそもそもなく、さらに、近年の多雨、また、管理予算上の制約など諸事情が重なり、土砂が堆積し、河床も上がり、洪水への懸念の声が常に上がっていたというのです。

そして、ついに、今回の大雨ではなく、おととしの台風到来時に、その懸念が現実のものとなってしまいました。増水し、勢いを増した水は、河岸ぎりぎりまで繁茂する、根の張りが浅い柳などの河畔林を根こそぎ押し流しつつ、農地や宅地に流れ込みました。ビニールハウスも何も、ひとたまりもありませんでした。

ゆえに、まず申し上げたいのは、近年の気候変動に伴う雨量の増加や集中豪雨化などの変化を踏まえ、計算し直した流量なり流速で断面を設計し直した、箇所によっては堤防整備を含めた改良工事が、現場の実態に即し、同河川では不可避だと考えているところです。

そうした経緯等を踏まえた上での道としての見解を改めて伺います。

○金澤河川砂防課長 計画の見直しなどについてでございますが、環境省や気象庁などによりますと、気候変動の影響は、日本の中でも特に北海道において大きいと予測されていることから、道といたしましては、将来予測される降水量の増大などに対して、水害リスクを最小化する治水対策などに早急に取り組む必要があると考えているところでございます。

このため、ペーパン川では、ほかの河川と同様に、過去の洪水や雨量を踏まえ、河川整備計画を策定し、この計画で定めた流量に基づいて整備を進めているところではありますが、一昨年と

今回の大雨による洪水被害が特に甚大でありましたことから、雨量観測データの再整理や流量などの検証を行っているところでございます。

○安住太伸委員 そうした客観的な変化や状況の認識を道がきちっと共有しているということを地域の方々にお示ししていくことが極めて重要だろうと思うのです。

被災時に、水が、どこをどのようにあふれ流れたかをじかに現地で伺ったことで、改めて痛感したことのもう一つが、整備計画区間外となっている流域の河川の線形上の問題です。

極端なジグザグ形状のため、増水時には、そのカーブ部分から、曲がり切れずに溢水した濁流が旧道や現道に乗り上げて走ることで勢いを増しつつ、簡単に民家や農地に到達してしまう線形になっているのです。

さらに、農業用ダム直下の源流部は、これまた極端に狭隘な溪谷状になっており、川岸に迫るほとんど垂直な急傾斜地には、根づきが余りよくなさそうな樹木が繁茂しているため、実際に、そこかしこで崖が樹木ごと崩落しています。がために、その少し下流域では、流木あるいは土砂などによるつかえの影響もあって、なおさら水位を上げ流れが勢いを増して、本来の川筋とは異なる河道ができ、道路脇のトラフ沿いに流れをつくることで、電柱が、9月になっても、その視察の時点でも、まだ川の中に立っているような状況なのです。そういう事態が生じているわけです。

現に、その流れのすぐ近傍にあった民家は、平時の河川水位からは想像しがたいことですが、床上近くまで浸水し、結果的に、移転、撤去を余儀なくされております。

今回、大きな被害を受けた下流域での被害拡大の要因になっていると思われる、整備計画区間の源流部や上流域を含めた現況に対し、同河川全体としての改良工事がもはや避けては通れない状況との思いを私は強くした次第です。

ちなみに、今回の洪水だけで、同河川流域の5地域において、道が把握している予想額ベースで、総額で1億円を超える被害が想定されています。中には、一昨年台風到来時の被害に次いで、再度同じ箇所や近傍が破堤、被災するなどした箇所もあるということです。

地先の生産者の皆さんが強く心配しているのは、今回の被害に対する救済、支援もさることながら、これからもたびたびそうしたことが起こるようでは、地域での営農そのものが成り立たなくなるといった事態です。

申し上げたような実態、状況の認識に立った、同河川全体としての改良事業の採択を道として国へ求める必要性、緊急性が極めて高いと思われまます。

私からも、重ねて、こうした詳細を踏まえた見解を伺います。

○笹田浩委員長 土木局長天野俊哉君。

○天野土木局長 計画区間外の河川整備についてであります。今回の大雨で、整備が完了している区間については大きな浸水被害が発生しなかったことから、引き続き、計画区間内の整備を着実に進めるとともに、被害の大きかった計画区間外におきましても、早急に整備を進める必要があると考えているところでございます。

【第2分科会 10月2日 第2号】

このため、地域からの要望を踏まえ、先ほど言った対策協議会を活用し、農業団体や旭川市とも調整を図りながら、流域全体の整備計画を検討し、国と協議を進めるなど、地域の安全、安心が守られるよう取り組んでまいる考えでございます。

○安住太伸委員 早急かつ抜本的な対応が求められる一つの具体的事例として、ペーパン川の問題を取り上げました。

ほかにも、旭川市では、目下、今回の記録的豪雨で被害を受けた市内の道路や河川、農地の災害復旧工事に必死に取り組んでいます。

無論、道管理の施設についても、同様に、おととしの台風被害に加え、今回の大雨被害ということで、多くの河川や道路などが被害を受けております。今後、一日も早い復旧に向けてどのように取り組むのか、見解を伺います。

○笹田浩委員長 建設部長岡田恭一君。

○岡田建設部長 早期復旧に向けた取り組みについてでございますが、国におきましては、7月の豪雨災害に関し、復旧工事の早期着手を促す観点から、通常は災害発生から約2カ月を要する災害査定までの期間を約1カ月に短縮するなど、10月末までに全ての査定が完了する予定でございます。

また、道といたしましては、工事の発注に当たり、護岸に用いるコンクリートブロックなどの資機材の不足が懸念されますことから、関係団体などと連携し、需給状況を把握するとともに、国から示された、災害復旧に係る入札契約方式のガイドラインに基づき、随意契約や指名競争入札を活用し、地域の住民の安全、安心な暮らしが確保されるよう、迅速な復旧に努めてまいる考えであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 早期復旧が期待されながら、旭川では、残念なことに、入札の不成立が相次いでいます。

道では、現状、そうしたことはないと承知していますが、来春の営農再開に向けた確実な着工、竣工に取り組んでいただくのと同時に、ぜひ、手戻りのない、流域全体の改良事業の採択に向けた国への働きかけを強力に推し進めるべきことを指摘しますとともに、改めて、そのことを知事御自身にも伺いたいので、委員長におかれては、取り扱いをお願い申し上げたいと思います。

次に、防災拠点となる庁舎の耐震化についてです。

市役所などの庁舎は、多数の住民の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には、災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たします。

そこで初めに、道内の市町村において、防災拠点となる庁舎のうち、耐震化されているものはどのくらいあるのか、伺います。

○笹田浩委員長 建築安全担当課長宮森隆之君。

○宮森建築安全担当課長 市町村の庁舎の耐震化の状況についてでございますが、国の最新の調

査結果によりますと、災害発生時に防災拠点となる道内の市役所、役場、分庁舎などの施設は、平成29年3月31日時点で355棟あり、このうち、耐震化されているものは211棟で、耐震化率は、全国平均の78.1%に対し、59.4%となっているところでございます。

○安住太伸委員 本道では、かつて経験したことの無い地震災害に広い範囲で見舞われました。お亡くなりになられた方に、心からお悔やみ申し上げますとともに、全ての被災者の皆様に、改めて衷心からお見舞い申し上げたいと思います。

全国平均との比較で、本道における庁舎等の施設耐震化率は20ポイント近い開きがあるとの答弁でした。防災対策の観点からも、早急に耐震化を進めていく必要があると考えます。

その一方で、道内の市町村は財政事情が厳しく、庁舎耐震化の促進にも財政支援は欠かせません。具体的には、交付税措置のある地方債の活用のほか、国の補助事業の活用等が考えられますが、例えば、建設部所管の補助事業としては、住宅・建築物安全ストック形成事業があると承知しています。

防災拠点となる庁舎の耐震化を図る場合の同事業の制度の概要について伺います。

○宮森建築安全担当課長 住宅・建築物安全ストック形成事業についてでございますが、この事業は、住宅、建築物の安全性の確保を目的とするもので、庁舎の耐震改修や建てかえについても活用が可能となっており、防災拠点となる庁舎については、耐震改修費または建てかえにおける耐震改修費相当分の3分の1の額の交付金が交付されるものでございます。

さらに、防災拠点となる庁舎が、階数が3以上、かつ、延べ床面積が5000平方メートル以上であり、今年度末までに設計に着手する場合は、交付金の交付率を5分の2とするかさ上げ措置がなされているところでございます。

○安住太伸委員 かさ上げ措置があることを含めた制度の概要等について答弁をいただきました。

ただ、期限があるのですよ。今年度末なのです。実際には、耐震化の必要性を認識しつつも、さまざまな事情によって、すぐに着手できない市町村も多いと考えます。

国からの補助制度の継続が必要と考えますが、道の対応について伺います。

○笹田浩委員長 建設部建築企画監平向邦夫君。

○平向建設部建築企画監 道の対応についてでございますが、このたびの胆振東部地震を初め、近年、国内で大きな地震が頻発している中、被災者支援や早期復旧などの拠点となる庁舎の耐震化を図ることは、地震災害時の災害応急対策を迅速に進める上で、極めて重要と認識しております。

このため、道におきましては、これまでも、国に対して、公共建築物の耐震化に必要な予算の確保や国費率の引き上げ、かさ上げ措置の継続などを要望してきたところでございます。

今後とも、防災拠点となる庁舎の早期の耐震化が図られますよう、引き続き、国に対して財政支援の拡充などを要望してまいります。

○安住太伸委員 最後です。

【第2分科会 10月2日 第2号】

企画監から、国への要望について答弁がありました。

残り半年を切った今年度中の時限措置とのことで伺ったわけですが、実は、幅広く建てかえを補助するものや、耐震改修だけが対象でも交付税措置が高いものなど、使い勝手がよい、他省庁所管の補助事業があるのです。これらは平成32年度までの時限措置となっています。ただ、実際の設計から工事に至る一般的な所要年数を考慮すると、この制度でも、32年度が時限では、残る4割の市町村の耐震化の完了に十分な時間とは言えません。

そこで、建設部だけにとどまらず、やはり、ここは道庁全体として、先ほど御答弁いただいたように、耐震化の必要性という認識に立って、制度の期限延長にもさまざまな目配りをしていただき、市町村における取り組みへの支援に注力をしていただくよう指摘しますとともに、そのことを改めて知事にもお伺いしたいので、取り扱いをお願い申し上げて、私の質疑を終わります。

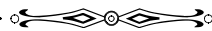
○**笹田浩委員長** 安住委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩



午後1時1分開議

○**笹田浩委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔神澤主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、中野秀敏議員の委員辞任を許可し、塚本敏一議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 水産林務部所管審査

○**笹田浩委員長** これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

花崎勝君。

○**花崎勝委員** それでは、通告に従いまして、順次質問をしまいにいたします。よろしくお願ひいたします。

初めに、新たな森林管理システムについてであります。

国では、5月に森林経営管理法を制定し、所有者による間伐等が行われずに放置されている森林について、森林環境譲与税を活用して、市町村などが主体となって適切な経営管理を持続的に

進める新たな森林管理システムを来年4月からスタートさせることとなっております。

我が会派の代表質問に対し、知事は、市町村への支援を積極的に進めることが重要であり、市町村の業務の負担軽減を図るとともに、林業事業育成の取り組みを強化し、本道の豊かな森林の適切な整備と管理を進めると答弁されておりますので、以下、新たな森林管理システムの具体的な取り組みなどについて伺ってまいります。

森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムは、来年度からスタートする森林環境譲与税を活用して進められることとなりますが、これまでの森林整備の進め方とはどのような違いがあるのか、具体的な仕組みについて伺います。

○**笹田浩委員長** 森林計画課長服部浩治君。

○**服部森林計画課長** 新たな森林管理システムの仕組みについてであります。道では、これまで、間伐や植林などの森林整備を適切に進めるため、所有者に対して、森林組合等への経営の委託を促してきており、委託を受けた森林組合等が森林経営計画を作成して、国や道の補助金等を活用しながら、計画的な森林整備を進めてきたところです。

一方、間伐等が行われずに放置された森林もあることから、新たなシステムは、こうした森林を市町村が主体となって適切に管理するものであり、具体的には、市町村は、手入れの行き届いていない森林の所有者に意向を確認し、森林の経営管理を委ねてもらった上で、意欲と能力のある林業経営者に森林整備を委託するとともに、自然条件が厳しいなど、林業経営に適さない森林については、市町村みずからが、森林環境譲与税を活用しながら、間伐などの森林整備を行う仕組みとなっております。

○**花崎勝委員** 次に、対象となる森林について伺います。

道内の森林は、全国の約4分の1を占めていますが、森林の形態では、国有林や私有林といった所有者別に区分する形態と、人工林や天然林といった種類別に区分する形態などがありますが、それぞれにどのような特徴があるのか、また、こうした森林のうち、新たな森林管理システムでは、具体的にどのような森林が対象になり、道内ではどの程度の面積になると見込まれているのか、伺います。

○**服部森林計画課長** 新たなシステムの対象などについてであります。本道の森林は554万ヘクタールあり、このうち、国有林と、道、市町村が所有する公有林を合わせると72%、個人や企業が所有する私有林が28%、また、カラマツやトドマツなどの人工林が28%、その他の天然林などが72%となっており、本道は、所有の形態別では国有林と公有林が、森林の種類別では天然林が、それぞれ7割を占めていることが特徴となっております。

このたびの新たなシステムの対象となる森林は、私有林で、かつ、所有者などによる経営計画が作成されずに間伐等が行われていない人工林であり、こうした森林は、道内の森林の2%、私有林の8%に相当する約12万ヘクタールと見込んでいます。

以上です。

○**花崎勝委員** 来年度から、市町村では新たな業務対応が必要になりますが、道内で林業の専任

【第2分科会 10月2日 第2号】

職員を置いている市町村は限られております。新たなシステムを着実に進めていくため、市町村への実効性のある支援が求められています。

道は、市町村の体制整備にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○服部森林計画課長 市町村への支援についてであります。道内の多くの市町村では、専門知識を有する林業の担当職員が少ないことなどから、新たな森林管理システムに基づき、市町村が主体となって行う森林整備を円滑に進めるためには、道が積極的に支援していくことが必要と考えています。

このため、道としては、所有者への意向調査など、新たに発生する市町村業務の負担軽減を図るため、森林の所有者や境界などの情報提供、地域林政アドバイザーの活用、さらには、市町村が森林整備を行う際の発注方法などに、きめ細かな指導助言を行うとともに、森林情報を市町村と共有する森林クラウドシステムの充実や、隣接市町村と協議会等を設置し、共同で業務を進めるなど、地域が主体となった森林づくりが着実に進むよう、積極的に支援してまいる考えであります。

以上です。

○花崎勝委員 次に、経営者の育成についてお伺いします。

新たな森林管理システムで、市町村は、所有者から経営管理を委ねられた森林のうち、林業経営に適した森林の管理を、意欲と能力のある林業経営者に委託することになりますが、委託を受けた林業経営者は、長期間にわたって伐採や植林などの重要な役割を担うことになります。

意欲と能力といった資質を備える林業経営者の一層の育成強化が求められますが、具体的にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 林業振興担当課長加納剛君。

○加納林業振興担当課長 林業経営者の育成についてであります。新たな森林管理システムにおいて、森林の整備を担う林業経営者は、伐採や植林などの林業生産活動を効率的かつ継続的に実施するなど、適切な森林管理と木材の安定供給に向けて、重要な役割を担うことが期待されております。

このため、道といたしましては、林業事業体登録制度に基づき、適切な森林整備や労働安全衛生管理等に取り組む事業体に対し、経営力の向上に向けて、森林管理のプランニング力を養う研修や経営の改善を促すセミナーを強化するとともに、林業労働者の就労環境の改善に向けて、作業の効率化を図る下草刈りの機械化やアシストスーツの導入などを進め、意欲と能力のある林業経営者を育成してまいる考えであります。

以上でございます。

○花崎勝委員 この項目の最後の質問になります。

今後の取り組みについてお伺いいたします。

本道では、これまで、森林所有者や森林組合などが自発的に森林整備に関する計画を作成し、国の森林整備事業予算などを活用して整備を行ってきましたが、国の予算が減少してきており、

森林組合などの林業事業体でも思うように整備が進んでいないと聞いております。

このような厳しい状況の中で、来年度から、森林環境譲与税を活用しながら、市町村が主体となって、新たな森林管理システムによる整備を進めることとなりますが、本道のこうした実情を踏まえ、道は、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 森林計画担当局長岡嶋秀典君。

○**岡嶋森林計画担当局長** 今後の取り組みについてであります。本道のカラマツなどの人工林が利用期を迎える中、道では、森林所有者に対して、経営計画への参画を促し、国の森林整備事業予算を活用しながら、間伐や植林などを計画的に進めているところであります。

道といたしましては、着実に森林整備を推進していくため、引き続き、必要な予算の確保に向け、林業関係団体と連携して国に働きかけるとともに、森林管理システムの導入に当たりましては、市町村に対し、森林の所有者や境界など、必要な情報の提供、きめ細かな指導助言に努め、新たな業務に対応する市町村の負担軽減を図るほか、森林環境譲与税を初め、多様な財源を有効に活用し、市町村と一体となって、森林整備や担い手の育成、さらには、意欲と能力のある林業経営者の育成などに取り組み、本道の豊かな森林の適切な整備管理を一層進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○**花崎勝委員** 次に、林業大学校の基本計画についてであります。

林業大学校の設立に当たり、10を超える地域などから誘致の要望が出されていましたが、さきの第2回定例会における知事答弁で、講義や実習施設の設置場所が示され、ようやく施設整備などの具体的な検討が始まったところであります。

平成32年度の開校まで、残された時間は少なく、スピード感を持って準備を進める必要があります。

さきの水産林務委員会で報告された基本計画案では、カリキュラムの科目や、地域ごとの講義、実習の体制、施設整備の概要などが示されておりますので、これらの内容などについて、以下、数点伺ってまいります。

計画案では、林業大学校は、学校教育法に基づく専修学校とする方向とし、道内の林業・木材産業への関心や就業意欲のある40名の学生を道内外から幅広く集めるとしてありますが、本道の人口が全国を上回るスピードで減少している中で、道内の高校卒業予定者だけでなく、道外からも積極的に学生を呼び込むことが重要であります。

このため、運営形態についても、入学者の視点に立ったものとするべきと考えますが、道は、40名の学生をどのように確保していく考えなのか、まずお伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 人材育成担当課長土屋禎治君。

○**土屋人材育成担当課長** 入学者の確保についてであります。林業大学校におきまして、道内各地に就業し、将来の林業・木材産業を担う人材を育成するためには、本道の森林づくりへの意欲がある入学者を道内外から広く確保することが重要と考えております。

【第2分科会 10月2日 第2号】

このため、基本計画案では、大学校の運営形態につきまして、学生にとって魅力となる専門士の称号の付与や、奨学金が活用できることなどを勘案いたしまして、学校教育法に基づく専修学校とするとともに、道内各地の多様な特色を生かした充実したカリキュラムを作成することとしており、道といたしましては、こうした、北海道ならではの魅力につきまして、森林整備担い手支援センターと連携をし、高校の卒業予定者や本道への移住に関心がある方などに対して広く発信することにより、道内はもとより、道外からも広く入学者を確保してまいる考えであります。

以上でございます。

○花崎勝委員 全国の林業大学校の中でも、1学年が40名までの大規模なものは初めてと聞いています。40名もの学生を確保するには、効果的なPRや周知方法を工夫し、しっかりと道内外に向けて発信していく必要があります。全力で取り組んでいただくよう申し上げておきます。

魅力ある学校にするためには、カリキュラムの中身が何より重要であります。

計画案では、地域に根差した人材を育成するという目標のもとで、身につけるべき能力を効率的に習得できるよう、教育課程の体系を整理し、9分野で約1500こまの講義、実習を行うとしています。

道は、カリキュラムに関するこれまでの有識者の意見などを踏まえ、学生にとって魅力のあるカリキュラムとして、どのような特徴のある科目構成を考えているのか、お伺いいたします。

○土屋人材育成担当課長 カリキュラムについてであります。道では、本年5月に設置した有識者によるカリキュラム検討委員会からの御意見を伺いながら、基礎的、専門的な知識や、伐採、植林などの技術はもとより、本道の多様な林業・木材産業に対応できる実践力を段階的に身につけるカリキュラムの体系や科目構成、教育スケジュールなどを検討しているところであります。

道といたしましては、地域に根差した人材を育成するため、地域との連携協力体制を構築し、主に2年次に、道東のカラマツや道南の杉、各地の天然林といった地域の特色あるフィールドと林業・木材産業を生かして、実践実習やインターンシップを実施するとともに、高性能林業機械による効率的な作業、ドローンによる森林の調査といった最新技術、さらには、北海道ならではの、冬山におけるスキー、スノーモビルの活用や木育の取り組みなど、充実したカリキュラムを作成してまいる考えであります。

以上でございます。

○花崎勝委員 次に、施設整備について伺います。

本定例会では、道総合研究機構の林産試験場内に設置する校舎等の施設整備の予算が提案されています。

林業・木材産業について学ぶための校舎等の整備は、既存施設の有効活用はもとより、林業大学校というイメージを体現するため、できるだけ多くの道産木材を使用した施設とする必要があると考えますが、どのように整備を進める考えなのか、お伺いいたします。

○土屋人材育成担当課長 施設整備についてであります。基本計画案では、道総研林産試験場

の敷地内に、教室、実習室、教職員室などを備えた校舎や屋外の実習場などを整備することとしております。

道といたしましては、今後、道総研との連携協力体制を構築し、林産試験場の機能を活用するとともに、増築する校舎は、道産CLTやコアドライなどをモデル的に活用し、木材の特性や利用方法を学ぶ場とするなど、道産木材を利用したぬくもりのある施設となるよう、検討を進めてまいりる考えであります。

以上でございます。

○花崎勝委員 次に、運営体制について伺います。

第2回定例会の予算特別委員会では、知事から、道内の7地域で行う実践実習の意義について答弁があり、地域に根差した人材を育成するための地域ごとの運営体制が具体的に計画案に示されました。

こうした実習を行うそれぞれの地域としっかりと連携していくことが何よりも重要と考えますが、地域にはどのような役割を担っていただく考えなのか、お伺いいたします。

○岡嶋森林計画担当局長 地域の役割などについてであります。基本計画案では、全道の7地域の特徴を生かし、各地域で実施する講義や実習の目的、期間、活用する施設やフィールド、さらには学生の受け入れ数など、地域ごとの運営体制を示したところであります。

道といたしましては、今後、地域における実習などを円滑に進めるため、講義、実習を行う施設やフィールド、学生の滞り場所などの確保、さらには、入学者の推薦、講師や就業先の確保に向けて、さまざまな役割を担っていただけるよう、地域の関係者の方々と具体的な協議を進めるとともに、地域からの提案によるプログラムや長期インターンシップの受け入れ先などの検討を行い、地域との連携協力体制の構築に取り組んでまいりる考えであります。

以上でございます。

○花崎勝委員 広域的な運営体制により、実践力を身につけ、地域への就業につなげることが重要と考えますが、そのためには、学生のニーズに応じてサポートできる体制を整えていく必要があります。さまざまな支援対策についてもしっかりと検討していただくよう申し上げておきます。

この項目の最後になります。

北海道らしい林業大学校を設立し、目指す人材を着実に確保育成していくためには、オール北海道で取り組むことが重要と考えます。

道は、基本計画案をもとに、今後、どのように取り組みを進めていくのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、道では、基本計画案について、道議会における御議論や有識者会議などからの御意見を踏まえて、今月中に成案とし、基本計画に基づき、地域や産学官とのオール北海道による広域的な運営体制を構築することが重要と考え

ております。

このため、道といたしましては、今後、地域や関係団体を初め、大学等の教育機関、道総研といった方々と協定を締結するなどして、連携協力体制を早急に構築するとともに、北海道ならではの魅力あるカリキュラム、講師、フィールドなどを明らかにした教育計画の作成や、道内外から入学生を確保するための効率的、効果的な情報の発信、さらには、道産木材を活用した校舎の整備など、平成32年4月の開校に向けて、取り組みを一層進めてまいる考えであります。

以上であります。

○花崎勝委員 最後に、胆振東部地震による林業被害についてであります。

このたびの地震で、土砂崩れなどの林地の崩壊や林道の損壊、大規模な停電による影響などで、森林や林業に甚大な被害が発生しましたが、特に、本道で過去最大の震度7を記録した厚真町を中心に、約13キロメートル四方という広い範囲で多数の山腹崩壊が発生し、その規模は、これまでにない大規模なものであります。

森林が有する公益的機能の低下や、今後の森林資源の循環利用の促進への影響が懸念されるところであります。

森林や林業の被害の状況、道の対応などについて、以下、何点か伺います。

被害の状況について、現在、調査が進められているところですが、現段階で把握している林業関係の被害の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 総務課長黒澤政之君。

○黒澤総務課長 林業関係の被害状況についてであります。現時点で、全道の9振興局管内の21の市や町において、大規模な山腹の崩壊を初めとした被害が発生しており、林業関係の被害額は合計で274億円となっております。

その主な内訳としましては、森林の崩壊や治山施設の損壊が152カ所、225億円、林道の損壊が221カ所、48億円、木材加工施設などの損傷が15カ所、4000万円といった被害を確認しているところあります。

なお、被害状況の取りまとめに当たりましては、土砂崩壊の危険があることなどから、現地調査に時間を要しておりますが、引き続き、国や市町村などと連携し、被害の全容の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○花崎勝委員 厚真町を中心に、大規模で広範囲にわたって山腹崩壊が発生しており、林地から大量の土砂が流出し、地域住民の安全、安心な暮らしが脅かされる事態となっていることから、安全の確保が喫緊の課題となっております。

早急な対応が求められますが、被害があった林地の復旧にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 治山課長岡本直規君。

○岡本治山課長 林地の復旧に向けた取り組みについてであります。道では、山腹の崩壊が広

い範囲にわたって発生していることから、崩壊土砂の堆積や斜面の亀裂などの危険箇所を早急に把握するとともに、まずは応急対策として、大型土のうの設置や、不安定な土砂、倒木の除去に着手したところでございます。

道といたしましては、こうした取り組みに加え、人家や道路に近接した箇所から優先的に治山施設の整備を進めることとしており、今後、国に災害復旧事業の適用を申請し、交付決定前に着手が可能な制度を活用するなどして、崩壊土砂の流出を防止するため、溪流内においては治山ダムを、山腹が崩壊した箇所においては土どめ工を設置するとともに、斜面の侵食を防止するのり砕工などの山腹工事を実施して、林地の早期復旧を図ってまいる考えでございます。

○花崎勝委員 次に、林道の復旧についてですけれども、植林や間伐などの森林整備はもとより、木材の搬出など林業生産活動の基盤として重要な施設の林道についても、地震で路盤の崩壊や土砂の堆積などにより寸断された箇所が多く、甚大な被害があったとのことですが、林道の復旧に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 路網整備担当課長川瀬正博君。

○川瀬路網整備担当課長 林道の復旧に向けた取り組みについてであります。道では、林道被害が大規模で広範囲にわたっており、道路が寸断し、被災箇所に到達できない場所が多いことから、航空写真やドローンを活用しながら現地調査を行い、被害の全容把握に努めているところであります。

今後は、市町村ができるだけ早く復旧工事に取り組めるよう、国の災害復旧事業の速やかな申請や、工事の設計積算に対する支援を行うとともに、交付決定前の着手制度の活用について促してまいる考えであります。

また、被災した路線が数多くあることから、被害木の整理などの施業が必要な森林に通じる林道から優先的に復旧するよう、技術的な助言を行うなど、森林整備の基盤である林道の早期復旧に取り組んでまいる考えであります。

○花崎勝委員 今回被災した地域には道有林も含まれているとのことですが、被害の状況はどうなっているのか、どのような復旧対策を行い、今後、当該地域の道有林整備をどう進めていく考えなのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 森林環境局長兼全国育樹祭準備室長鈴木道和君。

○鈴木森林環境局長兼全国育樹祭準備室長 道有林の復旧対策などについてであります。道有林におきましては、森林の崩壊などが15カ所、林道等の損壊が183カ所発生しており、過去に例を見ない大規模な被害が確認されております。

これら被害のあった胆振管理区の道有林は、主に水源涵養機能を有しており、下流域に浄水場や農業用ダムがあることから、道としては、これらの森林機能の回復に向け、森林の崩壊があった箇所については、治山施設を整備するとともに、森林の整備管理の基盤となる林道等を早急に復旧してまいる考えであります。

また、森林が大規模に被害を受けたことから、当地域の道有林の整備管理に係る長期計画を見

直し、適切かつ計画的な森林整備を進めることにより、森林の有する多面的機能の回復に取り組んでまいります。

以上でございます。

○花崎勝委員 森林が広範囲に被災したことから、森林組合などの林業事業体では、予定していた森林整備事業ができずに、年間の事業量を確保できないといった影響が懸念されます。

また、停電による製材工場の停止や、地元での木材供給ができなくなるといった懸念なども報道されています。

道は、今回の被害で林業や木材産業にどのような影響が生じ、どう対応していこうと考えているのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 林務局長本間俊明君。

○本間林務局長 林業や木材産業への影響などについてであります。道では、被災後、速やかに、森林組合や木材加工工場などの被害状況、直面する課題の把握に努めてきたところであり、被災地域の大規模な森林の崩壊により、間伐などの森林整備が困難となるほか、甚大な林道被害などによって、林業生産活動が長期にわたり停滞することや、木材加工施設に供給される原木が減少することから、木材産業の生産活動や雇用の確保など、地域経済に多大なる影響を及ぼすことが懸念されるところでございます。

このため、道といたしましては、森林や林道などの復旧工事の円滑かつ効率的な実施とあわせて、被災地の市町村や森林組合などの林業事業体、木材加工業者などと連携し、倒木などの有効活用を進めることにより、林業事業体の生産活動を継続させ、林業・木材産業への影響を軽減する取り組みを進めてまいる考えであります。

○花崎勝委員 最後に、今後の対応についてお伺いいたします。

今回の地震による森林の被害は、未曾有の規模のものであり、復旧に相当時間がかかると思いますが、被災した森林や施設の復旧などに万全の対策を講じる必要があります。

今後の復旧、復興に向けて、道はどのように取り組んでいくのか、最後にお伺いいたします。

○幡宮水産林務部長 今後の復旧、復興に向けた対応についてであります。このたびの地震により、広い範囲にわたって大規模な森林の崩壊や林道の損壊などの被害が発生し、今後の計画的な森林づくり、地域の林業生産活動などへの影響が懸念されているところであります。

このため、道といたしましては、国や市町村など関係機関とも連携し、引き続き、詳細な被害状況を把握するとともに、住民の方々の安全な暮らしが確保できるよう、被災した森林の復旧に向け、必要な予算の確保に努めながら、治山施設の整備や林道の復旧を計画的に進めるほか、試験研究機関との連携による森林の再生方法の検討や、森林組合などの林業事業体や木材加工工場の生産活動を継続させ、地域の林業・木材産業が再興できるよう、必要な対策にしっかりと取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○花崎勝委員 終わります。

○**笹田浩委員長** 花崎委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

梶谷大志君。

○**梶谷大志委員** それでは、通告に従いまして、順次伺ってまいります。

まず、災害による水産関係の被害について伺いたいと思います。

9月6日に発生した胆振東部地震によって、林業被害のみならず、震源地である胆振管内を初め、日高、渡島管内などの漁業・水産関係施設において大きな被害が生じたわけであります。

近年、本道の水揚げは減少を続け、苦しい漁業経営を強いられている漁業者が多い中、アキサケ定置網漁などの漁期を迎えている最中での災害であって、漁業への影響を最小限にとどめていくことが求められているわけであります。

水産関係の被害状況、被害への対応について、順次伺っていきます。

水産関係の被害では、漁港施設の被害が一番大きいとのことであります。

漁港は、漁業を行っていく上で、なくてはならない重要な施設でありますけれども、このたびの地震による漁港施設の被害状況、漁業への影響について、まず伺いたいと思います。

○**笹田浩委員長** 漁港漁村課長相原正樹君。

○**相原漁港漁村課長** 漁港施設などの被害状況についてであります。このたびの大規模な地震により、胆振、日高管内等の漁港において、岸壁の沈下や道路のひび割れ、防波堤の破損などの被害が発生しており、さらには、漁港内の荷さばき所、製氷施設などの破損により、漁獲物の水揚げや運搬など、円滑な漁業生産活動に支障が生じたところでございます。

また、漁港に隣接する海岸においても、護岸が沈下する被害が発生しており、これまでに、合わせて7漁港、1海岸で10億円の被害を確認しているところでございます。

○**梶谷大志委員** 今の答弁では、10億円の被害が確認されているということであります。

こうした施設の被害というのは、これらを活用する漁業関係者の経営をいわば直撃するわけであります。速やかな対応を求めておきたいと思っております。

最盛期を迎えるアキサケ漁などの操業に影響を与えないよう配慮するとともに、漁業者が安心して操業できるように、地元関係者の声も聞きながら、漁港施設の復旧を図っていくことや、近年、台風や低気圧なども多発していることから、これら自然災害への備えも進めていく必要があると考えます。

道は、今後、どのように進めていくのか、考えをお伺いしたいと思っております。

○**笹田浩委員長** 水産基盤整備担当局長生田泰君。

○**生田水産基盤整備担当局長** 今後の対応についてであります。本道の漁港は、漁船の係留や水産物の水揚げの拠点として重要な役割を果たしており、被災した地域の漁業生産活動などに支障のないよう、速やかに機能の回復を図ることが必要であります。

このため、道といたしましては、必要に応じて応急措置を行うとともに、詳細な被害状況の調査を行い、国の災害復旧事業などを活用し、施設の早期復旧を図ってまいります。考えであります。

また、台風や低気圧などの自然災害による被害が大型化していることから、国の漁港漁場整備

【第2分科会 10月2日 第2号】

長期計画を踏まえ、岸壁の耐震化や防波堤のかさ上げなど、漁港の防災・減災機能の強化に取り組んでまいる考えであります。

以上です。

○**梶谷大志委員** 応急措置あるいは施設の早期復旧に加えて、頻発する自然災害への備えとして、施設の強化を図っていくということでもあります。漁業者が今後も安心して漁業を営めるよう、しっかり取り組んでいただくことを求めていると思います。

次に、森林の被害について伺ってまいります。

厚真町を中心に、山腹崩壊が発生して、多くの命が失われたわけでもあります。心から御冥福をお祈り申し上げます。

本当に甚大な被害に見舞われました。上空からの映像を見ますと、山がえぐり取られたような箇所が広範囲に広がって、土砂の流出に伴って倒れた木も多く見られ、被災した森林の復旧には相当な時間を要するはずであります。

地域住民の安全、安心な暮らしを確保するためにも、崩壊した森林の復旧に早急に取り組んでいくことが重要となるわけでもあります。

林業関係の被害額はおよそ274億円とのことでありますが、特に、森林の崩壊、治山施設、林道の損壊が273億円と、その大部分を占めているわけでもあります。

山腹の崩壊が広範囲に及び、被害状況の詳細な把握に時間を要すると思いますが、現在把握している、主な地域の林地、治山施設や林道の被害額についてお伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 総務課長黒澤政之君。

○**黒澤総務課長** 林地、治山施設や林道の被害状況についてであります。道では、これまで、国や市町村などと連携し、被害の把握に向けた現地調査等を行っており、現時点で、森林の崩壊や治山施設の損壊が、空知、胆振、日高、渡島管内で152カ所、225億円、林道の損壊が、空知、石狩、胆振、日高管内で221カ所、48億円、合わせて373カ所、273億円の被害を確認しております。

このうち、震源地である厚真町を含む胆振管内では339カ所、246億円の被害が発生しており、箇所数、金額ともに全体の9割を占めております。

道としましては、引き続き、被害の全容の把握に努めてまいります。

○**梶谷大志委員** やっぱり、震源地である厚真町を含む胆振管内の被害が非常に大きいわけですが、2次災害などでこれ以上被害を拡大させないことが非常に重要になってくると思います。

次に伺ってまいります。

このたびの追加補正予算で、林務関係の地震災害関連予算として、当面の復旧対策に向けて115億円を計上していると承知します。

2次災害を防止するための復旧対策を早急に進めていく必要があると思いますが、道では、このたび議決された追加補正予算によって、どのような対策を行おうとするのか、お伺いいたしま

す。

○**笹田浩委員長** 治山課長岡本直規君。

○**岡本治山課長** 当面の復旧対策についてであります。道では、これまで、現地調査や航空測量を実施し、広範囲に発生している森林崩壊の状況を把握しているところでありますが、このたび、林地や林道の早期復旧を図るため、追加補正予算を計上したところでございます。

具体的には、林地の復旧に向けて、大型土のうの設置や、不安定な土砂、倒木の除去といった応急対策を進めるとともに、人家や道路に近接した箇所から優先的に、山腹崩壊を防止する工事や治山ダムの設置、さらには、被災した治山施設の機能回復を進め、2次災害の防止に取り組む考えでございます。

また、林道の復旧に向けては、ドローンなどを活用した現地調査を引き続き実施し、被害の全容把握に努めるとともに、市町村に対し、早期の復旧工事の着手に向けて、国への速やかな申請や工事の設計積算への支援を行うとともに、被害木の整理などの施業に必要な林道を優先的に復旧できるよう、技術的な助言などに取り組んでまいりたいと考えております。

○**梶谷大志委員** 今、2次災害の防止に努める、あるいは、林道の復旧に向けて、全容の把握、市町村への支援といったことに取り組むということでもあります。しっかり対応されるように求めるわけでありませう。

それらに対応する職員とか拠点の体制などをしっかり整備する必要があると思っておりますけれども、業務支援はどのような状況になっているのか、重ねて伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 林務局長本間俊明君。

○**本間林務局長** 復旧事業に対する応援体制についてであります。道では、このたびの大規模な森林の被害に対応するため、9月18日に、苫小牧市に所在する胆振総合振興局森林室に、本庁及び各振興局の職員に加え、国の職員の支援も含め、21名の体制で山地災害復旧チームを設置したところであります。

既に、復旧チームは、山腹崩壊地の現地調査や応急対策、保安林の指定事務などを進めており、今後、災害復旧事業に当たることとしております。

また、林道の復旧についても、各振興局の応援により、工事の設計積算などを行っているところでございます。

○**梶谷大志委員** 業務支援体制はしっかり整えているということでもありますけれども、今後いろいろな対応がある中で、その都度、人員や業務体制も含め、しっかり対応されるように求めておきます。

次に、森林の再生について伺います。

山腹崩壊は、山奥に至るまで広い範囲で発生しておりまして、森林が有する公益的機能の低下が懸念されるわけでありませう。

その一方で、倒木の発生によって、木材生産機能の低下も著しいものがあって、森林を再生していかなければ、地域の林業・木材産業に将来にわたって影響があるわけでありませう。

今後、道では、被災した森林の再生に向けてどのように取り組んでいこうとするのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 森林整備課長寺田宏君。

○**寺田森林整備課長** 森林の再生に向けた取り組みについてであります。このたびの地震により山腹崩壊が発生した森林では、倒木や土砂の流出が大量に発生し、水源涵養、国土保全といった森林機能が低下するほか、今後の木材の安定的な生産活動への影響が懸念されております。

このため、道といたしましては、崩壊した斜面におきまして、倒木や土砂などを速やかに搬出するとともに、土砂の流出を防止する治山工事、森林の整備と木材の搬出に必要な林道の復旧に取り組むほか、市町村や森林組合、試験研究機関などと連携し、荒廃した森林を再生する手法を検討した上で、森林の整備を進めるなど、森林が有する公益的機能や木材生産機能を早期に回復できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○**梶谷大志委員** 今の答弁にもあったように、森林は、水源の涵養、国土保全という極めて重要な機能を持っておりますし、林業にとって重要な生産の場であるわけでございます。あの崩れた状態をどうやって戻していくのかなというふうに思うわけでありましてけれども、地元の意向を踏まえて、そのことについてしっかり対応されるように求めておきたいと思っております。

これまでにない大規模な森林被害が発生して、水源の涵養、二酸化炭素の吸収、木材の生産といった、森林が有する多面的機能の低下が、今申し上げたように危惧されるわけでありまして。

こうした中、被災した地域の森林、林業・木材産業の復興に向けた取り組みを着実に進めていくべきであると考えますが、今後、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○**本間林務局長** 今後の対応についてであります。このたびの地震により、胆振東部地域において甚大な森林被害が発生し、林業・木材産業の生産活動の停滞などが懸念されており、森林の多面的機能を早期に回復する必要があると考えております。

このため、道といたしましては、詳細な被害状況を把握するため、引き続き、現地調査を実施するとともに、必要な予算の確保に努めながら、治山施設を計画的に整備するなど、地域の方々の安全で安心な暮らしの確保に向けた取り組みを進めるほか、地域の林業・木材産業の復興を図るため、林道の復旧や被災地域の森林の再生に向けた取り組みを進め、森林組合などの林業事業体、木材加工工場の生産活動が継続できるよう、必要な対策にしっかりと取り組んでまいります。

○**梶谷大志委員** 今後の対応については、予算あつての事業ですから、答弁にあったとおり、予算の確保にしっかりと対応していただきたいなと思っております。

また、森林組合などの林業事業体、木材加工工場への必要な対策にしっかりと取り組むということでもあります。しかし、林業自体のサイクルは非常に長いものでありまして、時間もかかるわけでありまして。事業の方向性など、いろんな形で道が主体となって取り組まれるように強く求めて、この部分の質問は終わりたいと思っております。

次に、北方四島での共同経済活動について伺います。

本定例会で補正予算の追加提案があった水産業振興構造改善事業費については、北方四島でのプロジェクトの推進を図るため、根室市が行う種苗生産施設の整備に対して、国とともに支援するものであり、事業費として10億5000万円が計上されているところであります。

この施設については、去る9月19日に、根室市が、道や道議会に、北方四島における共同経済活動の中核的役割を担う栽培漁業施設として位置づけて、その整備に対して支援要請があったと承知をしているところであります。

最初に、根室市が予定している施設の整備について、事業の概要とあわせて、今回、補正予算が必要な理由をお伺いしたいと思います。

○**笹田浩委員長** 水産振興課長佐藤伸治君。

○**佐藤水産振興課長** 事業概要などについてであります。9月10日に行われた日口首脳会談において、海産物の共同増養殖プロジェクトについては、ウニを含む複数の魚種を対象とする増養殖の実施に向けたロードマップが承認されるとともに、プロジェクトの実施に向けた作業を速やかに進めることで一致したところであります。

本事業は、北方四島水域における共同経済活動で使用する種苗の生産のため、根室市が行う施設整備に対し、国と連携して支援するものであり、共同経済活動の実現に支障を来さぬよう、早急に整備する必要があることから、本定例会において予算の追加提案を行ったものであります。

○**梶谷大志委員** 今答弁がありましたけれども、意見交換の中で、平成31年度中に、共同経済活動の実現に支障を来さないよう早急に整備する必要があるということでありました。

しかし、日程などロードマップの詳細が明らかになっていない部分も含めて、国からの情報提供のあり方は非常に課題があるなというふうに感ずるところであります。道としては、そういった部分について国にしっかり改善を求めるように強く指摘しておきたいと思っております。

根室市が事業主体となって行う、北方四島における海産物の共同増養殖プロジェクトに使用するウニなどの種苗を生産する施設の整備を国及び道が支援して、今後、施設で生産された種苗を活用して、日口間で有効に資源利用をするものとしているわけでありまして。

この施設整備によって、北方四島での共同経済活動に対してどのような効果を期待しているのか、残念ながら具体的に見えてこないわけでありまして。効果への道の認識を具体的に伺いたいと思っております。

○**笹田浩委員長** 水産林務部次長浦島浩史君。

○**浦島水産林務部次長** 施設の整備によって期待される効果についてでございますが、海産物の共同増養殖プロジェクトは、北方四島水域において日口が共同で増養殖に取り組むものでございまして、事業に必要な種苗の確保が重要と認識をしております。

道といたしましては、さきの日口首脳会談での合意に基づきまして、今後、事業者間での具体的な協議が進展していくものと考えており、今般の、北方四島水域におけるウニなどの増養殖に対応する根室市の施設整備によりまして、共同増養殖プロジェクトの早期実現に寄与できるもの

と期待をしております。

○梶谷大志委員 共同増養殖プロジェクトの早期の実現に寄与できるものという期待があるとの答弁でありました。これによって、足踏みが続いてきた事業が加速されるように、私どもも当然同じ気持ちでいますし、漁業海域の拡大など、地域が望むような漁業振興が図られる、そんなことも期待されるわけでありまして、国にも、このことはしっかり求めていくべきかなというふうに思います。

ただ、その一方で、これだけの金額をかけるわけですがけれども、どのような施設で、どれだけ種苗を生産するのか、そういう詳細な部分がなかなか見えてこないわけでありまして、地域の意向を十分踏まえたものではありませんけれども、丁寧に説明をされていくように求めておきたいと思っております。

そこで、北方四島における共同経済活動は、平成28年12月の日ロ首脳会談での合意以降、1年10カ月が経過をしております。これまで、4回の日ロ首脳会談と、北方四島において2回の現地調査が行われているところでありますけれども、思うように進んでいないと言わざるを得ません。

今般の根室市の施設整備を契機に、海産物の共同増養殖プロジェクトについて、道としてどのように取り組まれていくのか、お伺いをしたいと思います。

○笹田浩委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、海産物の共同増養殖プロジェクトは、水産業が地域の基幹産業となっている根室市を初めとする北方領土隣接地域の経済活性化に寄与することはもとより、道内への波及効果なども見込まれるものと考えております。

このため、道といたしましては、日ロ首脳会談や、本日、国後島に渡ったようでございますが、ビジネスミッション等の機会を通じて、プロジェクトの具体化が一層図られることを期待しております。

今後とも、北方四島水域での資源の有効利用など、地域の意向が十分反映されるよう、国と連携して、共同経済活動の早期実現に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○梶谷大志委員 今まさに部長からお話があったとおり、ビジネスミッションで道庁の職員もきょうから行って、何か成果を持ってきてくれるのではないかなと本当に期待するところでありますし、資源を回復して、北方四島水域で操業できるということは、漁業者にとっても、収入面の部分で期待が大きく膨らむわけでありまして。

ただ、一方で、拙速に物事が進むと、国際交渉の中での何かのつまずきによって、このプロジェクト自体が水泡に帰してしまうことを本当に懸念するわけでありまして、プロジェクトの確実な実施、あるいは、その中に地域の意向が確実に入れられていくことが求められるわけでありまして。

この部分については、北海道の責任者である知事にもしっかり認識してもらう必要があるなど

いうふうに思うものですから、その効果の具体性、国への対応などを知事に伺ってまいりたいと思います。委員長のお取り計らいをお願いしたいと思います。

最後に、林業大学校について伺ってまいりたいと思います。

林業大学校の設立について、道から、仮称・北海道立林業大学校基本計画案が報告されて、カリキュラムや、旭川市の林産試験場を核とした広域的な運営体制などの概要が明らかにされたわけであります。

本道では、森林資源が充実し、本格的な利用期を迎える中、林業・木材産業を担う人材の育成確保が喫緊の課題となっておりまして、平成32年度の林業大学校の設立に向けては、地域の基幹産業である林業・木材産業の関係者、市町村の声をしっかりと受けとめ、地域ごとの連携協力体制を構築していくことが重要でなかろうかというふうに考えるわけであります。

そこで、以下伺います。

基本計画案において、道は、道総研の林産試験場内に校舎の施設整備をすることを明らかにして、本定例会には、この整備に係る経費が予算計上されているところであります。

林業大学校の校舎等の整備については、既存施設の有効活用はもとより、道産木材の活用が不可欠と考えますが、平成32年度の開校まで時間がない中、道ではどのように整備を行っていくとするのか、スケジュールも含めてお伺いをしたいと思います。

○**笹田浩委員長** 人材育成担当課長土屋禎治君。

○**土屋人材育成担当課長** 施設整備についてであります。基本計画案では、道総研林産試験場の敷地内に、教室、実習室、教職員室などを備えた校舎や屋外の実習場などを整備することとしております。

道といたしましては、今後、道総研との連携協力体制を構築し、林産試験場の機能を活用するとともに、平成32年度の開校に向けて、林産試験場の庁舎の一部を改修し、また、2期生が入学する前の33年3月までには、道産CLTやコアドライなどの使用について検討しながら、道産木材を活用した校舎を増築するなど、広域的な運営体制の核となる施設の整備を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○**梶谷大志委員** 今、施設整備について、それぞれ方向性が示されたわけでありますけれども、それにしても時間がないなというふうに感ずるわけでありまして、おくれなどが生ずることがないように、しっかり対応されるよう強く求めておきたいと思っております。

地域に根差した人材を育成するためには、道内の各地域における実習、インターンシップなど、就業を見据えた取り組みが重要になってくるわけであります。

道は、基本計画案で、全道の7地域ごとに実習の概要などを示したところでありますけれども、広い本道の各地で学ぶことは、学生の負担が大きくなるという側面もあると考えるわけであります。

道では、学生が各地域で実践的な力を身につける実習などに向けて、地域とどういった連携を

し、協力する体制を構築していく考えなのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 森林計画担当局長岡嶋秀典君。

○**岡嶋森林計画担当局長** 地域との連携協力体制についてであります。基本計画案では、林業・木材産業の実践力を身につけ、地域に就業して活躍する人材を育成するため、全道の7地域において、地域の特色を生かして、実践実習やインターンシップなどを行う運営体制を示したところであります。

道といたしましては、地域における実践実習やインターンシップは、本道の多様な林業・木材産業を理解し、地域への就業、定着につながる重要な役割を担うことから、講義、実習を行う施設やフィールドの確保はもとより、学生の滞り場所、講師、就業先の確保などにつきまして、市町村などの関係者の方々と具体的な協議や検討を進め、地域との連携協力体制の構築に取り組んでまいりて考えてあります。

以上でございます。

○**梶谷大志委員** 今答弁にあったように、7地域で、実践実習やインターンシップを行うことは、多様な林業・木材産業を理解するという意味では、本当にメリットがあるなと思う反面、質問でも指摘しましたけれども、学生の負担をどうやって軽減していくのか、あるいは、地域での受け入れもそうでありましょし、7地域で学ぶ運営の仕方も、まだ具体的に見えてこないわけであります。

こういった課題についてしっかり解消されて、道議会あるいは地域にもそういったものを示していかれるように求めておきたいと思ひます。

最後になりますが、平成32年度の開校まで、残された時間は限られているわけであります。北海道にふさわしい林業大学校を設立していくためには、地域、産学官と一体となって、スピード感を持って取り組む必要があるわけであります。

道は、今後、どのように取り組んでいくのか、所見をお伺ひいたします。

○**幡宮水産林務部長** 今後の取り組みについてであります。道では、本道の多様な林業・木材産業の特色を生かし、実践力を身につけ、地域に根差した人材を育成するため、地域や産学官の関係者と一体となって、広域的な運営体制を構築することが重要と考えております。

このため、道としては、今後、道内各地における学生の受け入れなどを円滑に実施するため、地域や企業、関係団体などと協定を締結し、地域との連携協力体制を確立するとともに、道産CLTなどの道産木材を活用した校舎の整備を進めるほか、北海道ならではの魅力あるカリキュラムの構築や、入学者の確保に向けた積極的な情報発信などに取り組む、平成32年4月の開校に向けて取り組みを進めてまいりて考えてあります。

以上でございます。

○**梶谷大志委員** いずれにしても、準備が進められていることは承知しませけれども、1期生の皆さんは、施設整備と並行しながら授業を受けることになるのでしょし、運営体制をつくっていくにしても、試行錯誤という形ではませいわけであって、1期生の方々が来た時点で、万全な

体制で林業大学校が運営されるように強く求めまして、私の質問を終わりたいと思います。

○**笹田浩委員長** 梶谷委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

塚本敏一君。

○**塚本敏一委員** 通告に従って、質問してまいります。

その前に、今般の地震で大変な被害があり、亡くなられた方々にはお悔やみを申し上げます。また、一日も早い復旧、復興を願うところでございます。

そして、きょうは水産林務部の皆さんがお集まりですので、一言申し上げさせていただきます。

9月28日に激甚災害の指定を受けました。9月6日から3週間という短い期間の中でそれを受けられたことについては、多分、皆さんも、寝ずの番で現場との意見交換をやられ、その日に間に合わせるように積算していたのだと思います。そういう意味では、皆さん方の御努力に対して、心から感謝を申し上げたいと思います。

今、始まったばかりです。現場の皆さんは本当に苦勞しています。ですから、先ほどもいろいろ質問がありましたけれども、林地の大崩壊や、林道もそうですし、水産関係の施設もそうですが、こういうものについて、皆さんのお力で、何とか一日も早くもとに戻していただき、本当に道の職員はよくやってくれたと言われるように頑張っていたきたいと申し上げたいと思います。よろしく願います。

それでは、通告に従って、簡潔に質問を進めてまいりたいと思います。

初めに、水産基盤整備の推進についてであります。本道の水産業は、国内で最大の水産物供給基地として、将来にわたって安全かつ良質な水産物を供給する役割を担っています。

しかしながら、サケの来遊不振や波浪によるホタテガイのへい死などにより、本道の漁業生産は、2年連続で100万トン割り込む状況となっております。これらの魚種の生産回復対策とともに、カレイやホッケ、タコ、昆布など沿岸漁業対象種の資源量の増大を図っていく必要があると思います。

道では、本年3月に策定いたしました第4期水産業・漁村振興推進計画で基本方針を定め、水産資源の持続的な利用や安定供給に向けた水産基盤整備事業などを実施しているところです。現在の整備状況や今後の取り組みなどについて伺ってまいりたいと思います。

まず、本道の漁場整備では、近年、どのような取り組みが行われているのか、それによってどのような効果が出ているのか、伺いたいと思います。

○**笹田浩委員長** 漁場事業担当課長喜多正広君。

○**喜多漁場事業担当課長** 漁場整備の取り組みなどについてであります。道では、国の漁港漁場整備長期計画に基づき、本道の沿岸海域を14地区に区分して、おおむね10年間の整備計画を策定し、魚類が産卵する海岸近くの藻場の造成とあわせ、稚魚が成長する沖合域に魚礁を設置するなど、魚類の生活史に配慮した漁場整備を進めているところです。

【第2分科会 10月2日 第2号】

また、整備後に実施した調査では、海藻類が繁茂し、魚礁の周辺には多くの魚類が集まるなど、全道各地で漁場として有効に活用されており、漁業者からは、事業実施による効果を実感するという声が聞かれています。

○塚本敏一委員 ありがとうございます。

漁場整備による効果については、地元の漁業関係者から一定の評価がされておりまして、今後に向けた期待も大きいと聞いております。早く水産資源の生息環境を整備して、資源の増大を図っていく必要があると考えます。

漁場整備費は、かつて150億円を超えておりましたが、近年では、約3分の1の50億円程度にまで予算が減少しているという厳しい状況の中にあります。

漁場整備の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○喜多漁場事業担当課長 漁場整備の進捗状況についてであります。各地区で整備計画を策定した平成24年以降、コンクリートなどの資材や労務単価の上昇などにより事業費が増加しており、当初計画されていた事業量に対して、魚礁設置事業は7割、藻場などの増殖場造成事業は6割の進捗となっているところです。

また、事業の実施箇所数については、134の漁場整備の計画に対し、8割の漁場に着手しているものの、完成は2割にとどまっているところです。

○塚本敏一委員 次ですが、漁港は、漁船の係留や漁獲物の水揚げなど、幅広い役割を担っておりますが、漁業者の減少などにより、施設に余裕が出てきている水域もあると伺っております。

栽培漁業をさまざまな面から推進していくには、こうした漁港の水域の活用を図っていくことも有用で有効であると思えますし、増養殖に効果があると考えます。

道内の漁港ではどのような取り組みが行われているのか、伺いたしたいと思います。

○笹田浩委員長 漁港漁村課長相原正樹君。

○相原漁港漁村課長 漁港での増養殖の取り組みについてであります。道では、漁業者や漁船が減少している漁港の有効活用、機能分担を目的として、漁港の統合を行うとともに、余裕が生じた漁港の水域において、増養殖の取り組みを推進してきたところであり、昨年実施した調査によりますと、全道の244港のうち、4割に当たる103港で増養殖の取り組みが行われているところでございます。

取り組みの内容といたしましては、ナマコのすみかとなるブロック等を漁港内に設置しての種苗放流や、ウニ、アワビなどの養殖、サケ稚魚の中間育成など、全道で延べ211件の増養殖が行われているところでございます。

○塚本敏一委員 次に、漁港を活用した増養殖の取り組みが各地で広がりを見せていますが、本道の漁業生産が減少している中で、生産の増大に向けて、漁港の水域の一層の有効活用を図っていくためには、必要な増養殖施設の整備充実が必要と考えます。どのように取り組んでいるのか、これについてもお伺いをしたいと思います。

○笹田浩委員長 水産基盤整備担当局長生田泰君。

○生田水産基盤整備担当局長 漁港の増養殖施設についてであります。本道の漁業生産が減少している中、漁港内における静穏域を有効に活用し、ナマコの増養殖などを行い、生産増大に取り組むことは重要と考えております。

一方、漁港によっては、海水交流の不足による水温の上昇や水質の低下が生じやすいといった課題もありますことから、道といたしましては、国の事業も活用しながら、海水交流を促すため、防波堤に通水機能を設ける施設整備を行うなど、増養殖に適した環境の整備に取り組んでいるところであります。

○塚本敏一委員 次ですが、本道の水産業は、漁村地域における基幹産業となっております、生産量の早期回復が、地域活性化に向けた大きな課題となっております。

漁業生産の回復を図る上で、水産資源の生息環境に配慮した漁場整備や、漁港水域の有効活用などを優先して取り組む必要があると考えますが、今後、どのように進めていく考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○笹田浩委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 水産基盤の整備についてでございますが、本道の水産業は、漁村地域を支える基幹産業であるとともに、道内はもとより、全国へ水産物を安定的に供給する役割を担っておりますが、イカやアキサケ等の漁獲量が減少している中、漁業生産の回復を図るためには、適切な資源管理などとあわせて、漁場の整備や漁港での増養殖の推進が重要と認識しております。

このため、道といたしましては、関係団体とも連携し、予算の確保に努めるとともに、魚類等の産卵や稚魚の育成の場となる藻場、干潟の造成や魚礁の設置、さらには、漁港の水域の有効活用に向けた、海水交流を促す施設改良など、漁場や漁港といった水産基盤の整備を積極的に推進し、漁業生産の回復を図り、本道水産業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○塚本敏一委員 今、部長から御答弁をいただきました。ぜひとも、一日も早い整備について前向きに考えていただきたいと思っております。

それでは次に、増加する水産資源の有効活用についてお伺いをしていきたいと思っております。

本道の主要魚種でありますサケやサンマ、スルメイカなどの水揚げが減少して、漁業ばかりでなく、水産加工業での原料不足など、他の産業にも影響が出ている一方で、イワシやブリ、サバなどの水揚げが近年ふえてきているという状況にあります。中でも、イワシは、昨年、12万トンを超える水揚げを記録したと聞いております。

このため、ふえている魚種について、消費拡大や加工原料への活用を図っていくことも必要であると思っておりますので、以下、数点伺ってまいります。

まず初めに、近年ふえているイワシやブリは、道民の方には余りなじみがない魚種だと聞いておりますが、全国と比べて、本道での消費量はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○笹田浩委員長 水産食品担当課長佐々木剛君。

○佐々木水産食品担当課長 イワシ等の消費量についてであります。本道では、イワシは、過去にも大量に漁獲された時期がありましたが、鮮度の低下が速く、食用向けが少なかったことなどから、全国と比べ、食習慣としてのなじみが薄く、総務省の家計調査年報によると、1世帯当たりのイワシの年間消費量は、直近の平成29年で、本道は448グラムと、全国平均の726グラムに対して約6割となっております。

また、富山県などでは、正月に欠かせない食材となっているブリについても、なじみが薄かったことから、本道では639グラムと、全国平均の1873グラムに対して3分の1程度にとどまっており、全国と比べ、消費量が少ない状況となっております。

○塚本敏一委員 それでは、道内でも、イワシやブリの消費を全国並みの水準に引き上げていく必要があると思いますが、道では、イワシやブリの消費拡大にどのように取り組んでいるのか、これについてもお伺いをしたいと思います。

○佐々木水産食品担当課長 消費拡大に向けた取り組みについてであります。近年、水揚げが増加しているイワシやブリは、道内では、これまで余りなじみがなく、消費量が少ない状況にあるため、道では、消費の拡大に向け、道総研と連携し、鮮度を維持し、安全に出荷するためのブリ・サバ鮮度保持マニュアルを平成29年度に作成し、漁協や市場関係者等に配付するとともに、骨まで食べられる加工製品の開発などに取り組んでいるところであります。

また、道内の消費地において、市町村や漁協が「根室七星」や「北釧まいわし」などのブランド名をつけて行う知名度向上の取り組み、販促活動などに支援を行っているほか、北海道全調理師会の御協力をいただき、イワシ料理のレシピを作成し、量販店への配付やホームページへの掲載を行うこととしており、こうした取り組みを進め、道内消費の底上げを図っているところであります。

○塚本敏一委員 サケやサンマ、スルメイカといった主要魚種の水揚げが減少して、道内の加工業者が原料不足に苦慮している状況であります。

増加するイワシなどの資源を、生食用としてだけではなく、今いろいろ言われました加工原料としても活用していく必要がありますが、ブリなどを含めて、加工原料としての活用にどのように取り組んでいるのか、これについてもあわせてお伺いをしたいと思います。

○佐々木水産食品担当課長 加工原料への活用についてであります。道東を中心に漁獲されているイワシについては、平成7年以降、ほとんど漁獲されていなかったものが、25年から急激に増加し、29年には12万7000トンとなっております。また、ブリについても、これまでは1000トン程度の漁獲であったものが、29年には、道南地域を中心に、7400トンと大幅に増加しているところであります。

こうした中、イカの水揚げの減少により、加工原料の調達に苦慮している道南地域の水産加工業者は、新たにブリの活用の検討を始めており、道東地域においても、サンマやサケの水揚げが減少していることから、地元で水揚げされるイワシをこれまで以上に活用していくことが課題となっております。

このため、道では、加工原料の確保の状況や原料転換の可能性などについて調査を行うとともに、水産関係団体や学識経験者などで構成する資源有効活用対策検討会を7月に立ち上げ、資源の有効活用に向けた検討を開始したところであります。

○塚本敏一委員 水揚げが増加している魚種を初めとした資源の有効活用に向けて、今も答弁いただきましたが、関係者による有識者検討会を立ち上げて、検討を始められたということです。

そこではどのような検討が行われているのか、その検討状況についてお伺いをしたいと思います。

○佐々木水産食品担当課長 検討会の状況についてであります。7月に開催した第1回検討会では、委員の皆様より、生産から消費までの各業界の現状などについてお聞きするとともに、価格が安いイワシやブリの価値の向上や利用の方法、輸出を含めた消費の拡大の必要性などについて御意見をいただいたところであります。

検討会は、今後、2回程度の開催を予定しており、現在実施している加工業者などへのアンケートや聞き取り調査の結果を踏まえ、資源の有効活用に向けた検討を進めるほか、原料不足への対応や消費拡大対策などについて御意見をいただき、増加する資源の具体的な活用方法などについて、今年度中に提言書として取りまとめることとしております。

○塚本敏一委員 ぜひ、有識者からいただく提言をまとめて、しっかりと対策を講じていただきたいと思います。

最後になりますが、イワシなど、増加傾向にある資源の加工原料への活用とともに、道内で低迷する消費の拡大、そして、道外での利用拡大などにも取り組んで、一層の有効活用を図っていく必要があると思います。

今後、道は、イワシなどの資源の消費拡大や有効活用にどのように取り組んでいく考えなのか。

いずれにいたしましても、道民生活の中で魚を食べる文化というのは、日本人として古来からあるものですから、そういうものを底辺からしっかりと支えていくことが必要になってくると思います。そういう意味では、水産林務部の取り組みは大切だと思いますので、改めて、どのように取り組んでいくのか、お伺いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○笹田浩委員長 水産局長遠藤俊充君。

○遠藤水産局長 今後の取り組みについてであります。アキサケやイカなどの主要魚種の水揚げが低迷する中、近年、水揚げが増加している新たな水産資源を有効に活用することは、漁業のみならず、水産加工業など、地域の関連産業の振興につながる重要なことと考えております。

このため、道では、イワシやブリについて、消費の底上げを図るため、道総研と連携した製品開発などに取り組むとともに、漁協等と連携し、道内の学校給食でのブリの活用や、道内外の都市部の量販店でのイワシの販促活動など、利用拡大を進めているところでございます。

また、東南アジアなどへの輸出に向け、関係団体と連携し、相手国の嗜好に合ったメニューの提案や製品開発を行うほか、検討会からの提言もいただきながら、加工、流通、消費に関する各

【第2分科会 10月2日 第2号】

種の取り組みを進め、資源の有効活用を図ってまいる考えであります。

以上でございます。

○塚本敏一委員 終わります。ありがとうございました。

○笹田浩委員長 塚本委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

橋本豊行君。

○橋本豊行委員 それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

林地の大規模崩壊、また、林道の損壊などで林業被害額が273億円、漁場施設の損壊が10億円となっているとの報道がございました。

被害の状況やその実態、今後の対応について、以下、数点お伺いをしたいと思います。

まず、水産関係についてでございますけれども、地震による停電の影響で、道内各地の漁港で、水産加工会社や物流側の受け入れ体制が整わず、イカ漁、サケ漁などの出漁を取りやめ、市場も休止したとのことでございますが、各地域の被害の調査実態と対応についてお伺いをいたします。

また、停電が長期化すれば、冷凍庫内の品物の品質管理ができなくなり、廃棄処分をせざるを得ないなど、被害が拡大し、大きな影響を与えることになりかねないので、今後、どのように対応するのか、この点についてもお伺いいたします。

さらには、冷蔵施設などの電源としての大型発電機の設置に対する支援について、見解をお伺いしたいと思います。

○笹田浩委員長 水産経営課長杉西紀元君。

○杉西水産経営課長 停電への対応についてであります。道では、北海道漁業協同組合連合会などと連携し、地震発生後、直ちに被害状況調査を行ったところであり、今回の停電の発生に伴い、市場の休止などにより、全道の漁協で出漁を見合わせたことに加え、魚の仕向け変更を余儀なくされるなど、漁業生産活動に大きな影響が生じたところでございます。

また、冷蔵庫内の氷や在庫品の溶解、種苗や蓄養魚のへい死なども生じたことから、道では、漁協等に対し、非常時においても生産活動が維持できるよう、対応の検討を促すとともに、自家発電機の整備への支援について国に要請するなど、関係団体と連携を図りながら、停電による被害を最小限にとどめることができるよう、さまざまな対策に取り組んでまいる考えでございます。

○橋本豊行委員 今後、こういうふうなことがあってはなりませんけれども、もしもの備えというふうな意味では、ぜひ、自家発電機の整備などに対する支援を国に働きかけていただきたいと思います。

次に、林地被害の把握についてでございますが、厚真町北部を中心に、民有林で大規模な山腹崩壊が発生し、早急に復旧事業を進めていく必要があるというふうに考えているところであります。

道では、危険箇所把握のための航空測量を緊急的に行ったというふうに承知しているところ

でございますけれども、その測量の結果をどう活用していくのか、お伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 治山課長岡本直規君。

○**岡本治山課長** 航空測量の結果の活用についてであります。道では、厚真町を中心に広範囲で発生している森林の崩壊状況を把握するため、現地調査を実施するとともに、9月11日から航空測量を実施して、地形図を作成し、順次、亀裂や不安定土砂の状態などの解析を進めているところでございます。

道といたしましては、今月末を目途に、把握した危険箇所の情報を町に提供するとともに、2次災害の防止に取り組む箇所の解析作業を完了させ、復旧計画を作成し、山腹崩壊を防止する工事や治山ダムの設置を進め、林地の早期復旧を図ってまいりたいと考えてございます。

○**橋本豊行委員** 次に、道有林での被害についてでございますけれども、このたびの地震による林地の崩壊、林道の損壊については、個人や市町村などが所有する民有林のほかに、これら民有林に隣接する道有林においても被害が発生しているというふう聞いております。

どの程度の被害が発生しているのか、また、今後、どのような復旧対策を進めていくのか、この点についてお伺いしたいと思っております。

○**笹田浩委員長** 道有林課長川西博史君。

○**川西道有林課長** 道有林での被害などについてであります。当該地域の道有林は、厚真町の北東部一帯を中心に、安平町、むかわ町などにまたがって位置し、今回の地震により、森林の崩壊などが15カ所、林道等の損壊が183カ所確認され、森林と林道等を合わせて36億円の被害額となっております。

道といたしましては、被災した森林の下流域に浄水場や農業用ダムがあり、水源涵養などの機能の回復を図る必要があることから、治山施設を整備するとともに、森林の整備管理に不可欠な林道等を早急に復旧し、森林が有する多面的機能の回復に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**橋本豊行委員** 次に、水産業の振興についてでございます。

ロシア水域でのサケ・マス流し網漁業の禁止への対応についてでございますけれども、ロシア200海里水域でのサケ・マス流し網漁業の操業停止に伴う影響を最小限にするために、代替漁業への転換やホタテの増養殖の推進などの対策に取り組んできているというふうに承知をしているところでございます。

その現状や、水産加工業、流通業界への影響と取り組み状況についてお伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 水産局長遠藤俊充君。

○**遠藤水産局長** ロシア水域でのサケ・マス流し網漁業の禁止への対応についてでございます。道では、国の事業を活用し、代替漁業として、道東沖のサバ、イワシ、公海サンマの試験操業に加え、ホタテガイ漁場の造成、さらには、加工流通対策などへの支援に努めており、公海サンマについては、一定のめどが立ったものの、サバ、イワシについては、生産の安定にはなお時間が必要であり、また、水産加工業や流通業界等においては、原魚等の確保に苦慮している状況にあ

ると認識しております。

このため、道といたしましては、代替漁業の操業状況や年間の収支などを分析し、操業体制の確立に向けた検討を進めるほか、造成が完了したホタテガイ漁場への種苗放流、イワシ等の資源の新たな加工品の開発や都市部などでの消費拡大対策を進め、道東地域の水産業が持続的に発展できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本豊行委員 ロシア水域でのサケ・マス流し網漁業の禁止については、私もこれまで質問をしてきたところでございますが、特に、年間を通してのトータルでの操業体制のバランスが崩れているわけでありまして、また、ホタテガイ漁場への種苗放流についてもこれからということでございますので、ぜひ、補助金での支援体制など、今後とも支援を継続していただきますようお願いしておきたいと思っております。

次に、水産政策の改革についてでございます。

国では、水産政策の改革に当たり、漁業権の見直しでは、漁業者が有効に水域を利用している場合には、その継続利用を優先するとの考え方が示され、我が会派の代表質問への答弁で、道としては、本道漁業の実態に即した制度とし、企業が参入する場合、これまで漁協が果たしてきた役割を尊重するとともに、地域が主体となった制度となるよう、関係団体と連携して取り組むとの考え方が示されたところであります。

従来、道として取り組んできた漁場の環境保全、栽培漁業の推進などについて、民間企業の参入により混乱が生じることも懸念されるところであります。

関係団体との連携や適切な資源管理の体制など、今後の進め方についてお伺いをしたいと思います。

○笹田浩委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 水産政策の改革への対応についてでございますが、今般、国は、水産業の成長産業化などを目指し、漁業権制度の見直しや新たな資源管理システムの構築などの考え方を示しましたが、具体的な内容に不明な点が多いことから、漁業現場に不安があるものと承知をしております。

国は、今後、漁業者などの意見を聞いた上で、必要な法整備を行うとしており、道といたしましては、漁業関係団体と連携し、漁業者への情報提供に努めるとともに、漁協を中心とした漁場の利用調整のほか、新たなTAC魚種の追加においても、本道漁業の実態に即した制度となるよう国に申し入れるなど、漁業者の皆さんが安心して漁業を営めるよう取り組んでまいる考えでございます。

○橋本豊行委員 次に、森林管理についてでございますけれども、新たな森林管理システムについて、我が会派の代表質問への答弁では、道として、新たに発生する所有者の意向の把握などの事務について、市町村の負担が軽減されるよう、専任職員の雇用や近隣市町村との共同実施、林地台帳の整備、活用に向けて指導援助を行うとともに、地域が一体となった森林の適切な整備と

管理に向けて支援するとのことをございました。

このシステムにおいては、市町村の役割が非常に重要となることはもとより、間伐等が行われず、手入れが行き届かない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者が担うことになり、森林の適切な整備と管理を進めていく上で、林業経営者の役割も重要となっていくところであり、ます。

今後、道では、意欲と能力のある林業経営者の育成をどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 森林計画担当局長岡嶋秀典君。

○**岡嶋森林計画担当局長** 林業経営者の育成についてであります、新たな森林管理システムは、手入れが行き届かない森林について、所有者にかわり、市町村や、市町村の委託を受けた意欲と能力のある林業経営者が適切に管理を行うものであり、道といたしましては、新たな制度の導入に当たっては、こうした林業経営者を育成することが重要と考えております。

このため、林業事業体登録制度に基づき、適切な森林整備や労働安全衛生管理などに取り組む事業体に対し、引き続き、経営の改善につながるセミナーの開催や労働安全対策などの取り組みを進めるとともに、今後は、森林管理のプランニング力を養う研修のほか、就労環境の改善に向けて、作業の効率化を図る下草刈りの機械化を促進するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**橋本豊行委員** 質問はもう終わりますけれども、今回の地震によりまして、先ほども話がありましたとおり、林業被害額が273億円、道有林は、森林と林道を合わせて36億円の被害となっているということでもあります。

治山施設の整備や林道等の早急な復旧とともに、9月11日からは、先ほども答弁がありました航空測量が実施され、地形図を作成して、今月末には危険箇所情報を提供するほか、復旧計画を作成するとの答弁がありました。

今後、具体的な取り組みを進めていくように求めておきたいと思っております。

また、水産政策の改革への対応については、国から、漁業権制度の見直しや新たな資源管理システムの考え方が示されたところですが、具体的な内容に不明な点が多いという部長の答弁が今ございまして、そういった意味では、漁業現場で不安があるということをございました。

道は、情報提供に努め、適切な資源管理体制を構築し、漁業者の皆さんが混乱することなく安心して漁業を営めるように、関係団体との連携を十分とって取り組んでいただきますよう求めて、終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

○**笹田浩委員長** 橋本委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

○**笹田浩委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

安住太伸君。

○**安住太伸委員** 通告に従いつつ、他の委員の方の質疑とかぶらないように留意をしながら伺ってまいりたいと思います。

初めに、CLTの利用の促進についてです。

伐期を迎えた大量の人工林の活用方策として、かねてより期待を集めるCLTですが、製品として新たな可能性があふれる素材ながら、現状は、製造コストがかかり過ぎており、その大幅な低減が果たせない限り、残念なことに、市場で受け入れられる見通しが立たないという大きな課題を抱えています。

その課題の解消に道としてはどのように取り組んできたのか、まずは、その取り組み内容と、現時点での成果並びに課題、それら個々のあらましについて伺います。

○**笹田浩委員長** 林業木材課長工藤森生君。

○**工藤林業木材課長** コスト低減に向けた取り組みについてであります。道では、道産CLTの利用拡大に向けた推進方針を平成29年3月に策定し、需要の創出、拡大と、供給体制の整備に一体的に取り組んでおり、これまで、道総研林産試験場などと連携し、生産コストの低減の検討を行ってきたところであります。

具体的には、林産試験場において、使用する接着剤の変更や製造工程の見直しなどにより、製造原価が約3割低減されるという研究成果を得ており、その成果を公表するとともに、CLTの生産施設に情報提供をしているところであります。

しかしながら、他の建築材料と比較すると、優位性はいまだ得られていないことから、道としては、今後も、道総研などと連携し、生産規模別の分析を進めるなど、生産コストの一層の低減に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○**安住太伸委員** 3割の製造原価の低減が果たせたということについては、関係者の皆さんの熱意と御努力に、心から敬意を表したいと思っております。

ただ、御答弁にもありましたように、残念ながら、それではまだ市場において競争力を持っていないということですね。

そこで、どうしていくかということなのですが、最大の鍵を握るのは、量産化の見通しの確立ではなかろうかと私は考えております。競合する素材の明確なターゲットを念頭に置いて、競合品との競争に負けない製品価格を実現できるレベルにまで、さらに量産化によって製造コストを引き下げる見通しを立てていく必要がある、そのように考えます。

裏を返せば、一定の量を販売できる見込みをみんなが持つことが必要であって、そういう意味では、具体的に競合することになる素材の一定割合を、代替が可能なボリュームゾーンとして見

定めた上で、具体的に、優位性なり、売っていくに足るだけの可能性をそこに見出していくことができるかということに当然なるのだろうと考えております。

そういう意味で、両者の比較において優位性なり可能性を把握する上で、実際に使っていただく施主なりのニーズがどういうものであるかをしっかりと把握することが当然重要になってくると思うのです。

その点について、これまでの皆さんの研究調査等における把握状況をお伺いしたいと思います。

○工藤林業木材課長 建築物でのCLTの活用についてであります。道内の建築物において、3階建て以下の住宅分野では木造化率が9割を超えるなど、木材の利用が進んでおりますが、ホテルや店舗などの非住宅や4階建て以上の共同住宅などの建築物では、鉄筋コンクリート造や鉄骨造が主流となっております。

道としては、CLTが、他の建築資材に比べ、軽量で、強度や施工性にすぐれているといった特性を生かすことにより、中高層の大規模施設などにおいても、鉄筋コンクリート造や鉄筋造に加え、CLTを活用して木造で建築できる可能性があることから、設計者や施工者に積極的にPRするなどして、CLTの利用の拡大を重点的に進めてまいる考えであります。

○安住太伸委員 軽くて、強くて、扱いやすい、だからいいのですと、今までのRC造に対して代替が可能な製品として使っていただけるのですよという趣旨の御答弁だったと受けとめます。

ただ、問題は、それらはあくまでも木材由来の本来的で抽象的な性質であって、具体的に、競合する製品に対して、例えば、価格的に、あるいは強度なり質的に、数値で証明できる範囲において優位性があるみたいなこと等を把握するところまでは、必ずしも行き切れていないという状況かと認識するのです。

そうしたことについて、抽象的なイメージではなくて、具体的に踏み込んで、アピールが可能な状況に至って、初めて、打って出ていけるということになるのだろうと思うのですが、その点に対して、今後、どのように取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

○工藤林業木材課長 設計者へのPRについてであります。CLTを使用している研修施設や宿泊施設などでは、床、壁、天井など、さまざまな箇所で使用されており、構造部材としての使用のほか、内装材として使用する事例も見られるところであります。

道としては、CLTの利用を一層広げていくために、道内を初め、国内の先進的な建築事例や内装等での利用方法を紹介するとともに、軽量で扱いやすいため、工期の短縮、省力化が期待されること、カラマツやトドマツは強度にすぐれているといった特徴などについて、設計者等を対象とした、CLT建築技術に関する研修会や一般消費者向けの住宅関連イベントの場などにおいて、今後とも積極的にPRしてまいる考えであります。

○安住太伸委員 今いろいろと御答弁いただいた、施主側や設計者側に対する具体的なPRにかかわって、特に強度ということに関しては、トドマツ、カラマツの強度に関するデータのきちんとした認証のものと告示が平成30年度中には行われる、そういう見通しであると承知をしていま

す。

ただ、一方で、木材に関しては、腐食ということに対する懸念がどうしてもつきまとうわけでありまして、そのことに伴う劣化、強度の低下等々、これら耐久性に対してCLTはどのような優位性を持っていると皆さんは訴えていけるのか。あるいは、軽いという話もありましたが、単位当たり重量等、ほかの優位性について、もう少し詳しい認識なりお話をぜひお示しいただきたいと思います。

○工藤林業木材課長 CLTの優位性についてであります。木質材料であるCLTは、従来の鉄筋コンクリートに比べて軽量であり、施工性にすぐれ、工期が短縮されるとともに、基礎の軽量化や輸送コストの低減などにより、施工コストの削減にもつながることが期待されます。

また、耐久性については、現在、国や道の試験研究機関において検証が進められているところでもあります。

○安住太伸委員 最後にお話があった耐久性の検証についてですが、経年の変化をしっかりと踏まえながら、問題がない、使えるのだとしっかり訴えていくべく、今取り組んでいらっしゃるということだろうと承知をしています。

そうしたことに加えて、いろんな技術動向をお聞きしていくと、例えば、ガラス成分とか、ガラス質の液に木質部分を含浸させることによって、腐食等に対する耐久性や耐候性を大幅に高めて、木としての風合いとか、木が持つ素材の特質みたいなものを失わずに、上手に、課題や弱点を克服していくような技術もあると聞いております。

そうしたことなどを踏まえながら、ぜひ、早期に、市場に投入が可能な製品特質の確立を図ることができるように、引き続き御努力をお願い申し上げたいというふうに指摘しておきたいと思っております。

ある意味、何よりも肝心な設計上の強度をどう具体的に確保していくかが今後明らかにされていかない限り、設計者の方々にしてみれば、使ってみようかなということにはなかなかならないわけです。施主の意向もそうでしょうけれども、設計者の意向がかなり鍵を握るだろうと思っています。そういう意味では、低層・中層・高層別に建築実験を行って、検証していく必要性が出てくるんじゃないかというふうに私は考えるわけです。

設計者が構造計算をする際の参照事例となるようなデータをとっていく必要性に対する認識について、見解を伺います。

○工藤林業木材課長 CLT建築物の設計の参考となる事例についてであります。CLTを建築材として使用するに当たっては、規模や構法、使用箇所などによって、必要となる強度の計算が異なることから、規模別や低層・高層別などの構造計算が必要になります。

このため、道では、今後整備する林業大学校での活用を検討しているほか、CLTを使用した道内の建築物の設計・施工方法の詳細な内容や、道外での事例として、CLTをふんだんに使用した中高層建築物、CLTと鉄骨を併用したハイブリッド構法による建築物などについて、幅広く構造計算に係る情報収集を行い、CLTを活用した建築物の設計において参考となる資料を取

りまとめ、設計者等を対象とした研修会などを通じて、情報提供をしてまいる考えであります。

○安住太伸委員 先ほど来、林業大学校でのCLTの活用も検討していくという御答弁をいただいております。私は、ぜひ、それはやっていただきたいし、素晴らしい、いい機会になるのじゃないかというふうに思います。

事、林業大学校に限らず、道として取り組んでいく建築あるいは今後の改築等々の中で、可能な限り取り組みを続けて、検証していく機会にするということについて、水産林務部だけじゃなくて、建設部等の関係部局が一体となって、全庁的に共有テーマとして取り組んでいく必要性が高いのじゃないかとすごく強く思っております。そうした点をここでは指摘しておきたいと思えます。

ターゲットとなる競合素材を明確にすることで、その素材との質的な優位性まで明らかにできてくれば、次は、いよいよ、具体的に置きかえを促すための価格戦略の設定ということになってくるかと思えます。

その中心方策が量産化ということですが、競争可能な製品価格を実現するために、どのくらいの規模で生産する必要があると考えているのか、その把握のためにどう取り組んでいくのか、伺います。

○工藤林業木材課長 CLTの生産規模についてであります。道内でCLTの需要を拡大するためには、大量生産によるコストの低減が必要であることから、道では、道総研林産試験場と連携を図り、効率的な生産規模を検討するため、年間生産量が1万及び2万立方メートル規模のCLT専用生産施設や、集成材の生産と併用した5000立方メートル規模の生産施設など、生産規模別に、設備投資額や生産コストなどの試算、分析を行っているところであります。

道では、今後、この分析結果を企業に示し、CLT生産施設の整備について意見交換を行うなど、引き続き、生産規模の検討を進めてまいる考えであります。

○安住太伸委員 生産量が2万立方メートルの施設をつくれば、これぐらいコストダウンになるとか、それが1万立方メートルだったらこうだとか、いろんなデータを企業にお示しして協力を求めるということは、それはもちろん必要な話だと思うのですが、こうなのですよというだけじゃなくて、だから一緒にCLTを製品化して、市場でたくさん売っていけるように頑張りましょう、協力してくださいという働きかけまで視野に入れた対応が必要なだろうと私は思うのです。

競争力のある製品価格を実現するための量産規模の見通しが持てたとして、問題は、実際の生産を担っていただく企業なり工場の見通しはどうなのか。

そういうデータを示したところで、そっぽを向かれてしまっただけではどうしようもないのであって、その辺に対してどのように対応していくのか、伺いたいと思えます。

○笹田浩委員長 林務局長本間俊明君。

○本間林務局長 生産施設の今後の見通しについてであります。道では、生産規模別に、設備投資額や生産コストなどの試算、分析を実施し、企業と意見交換を行いながら、効率的な生産規

【第2分科会 10月2日 第2号】

模の検討を進めることとしており、その見通しが立った場合には、関心のある企業に情報提供を行うなど、新たにCLT生産に参入する企業や、生産規模の拡大を図る企業がふえるよう、働きかけてまいる考えであります。

○安住太伸委員 しっかりと働きかけて、物にさせていただきたいというふうに強く指摘をしておきたいと思います。

営業ベースで一定の利潤を確保できる工場でのCLT生産体制に見通しが持てたとして、問題は、さらに、素材となる原木生産までを含めた、山から工場、そして工場から施主なり施工現場へと一貫した流れの中での供給体制ということですが、需要の創出あるいは原木の生産ということも含めて、一貫した体制が構築されて、初めて、この取り組みは成功すると思っています。

真ん中だけ幾ら研究して、コストダウンをしたとしても、上か下のどちらかで行き詰まってしまったのでは、元も子もないわけですね。

そういう意味における一貫した円滑な取引・供給体制が安定的に構築され、事業として成り立つために、どのような対応をしていく考えか、伺いたいと思います。

○笹田浩委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 CLTの供給体制の構築についてであります。道としては、CLTが新たな建築材として広く利用されるよう、林産試験場と連携し、コスト低減の検討を行うとともに、設計者に対するCLTの優位性のPRなどを通じて認知度の向上を図り、人工林から産出される木材を生産施設に供給し、流通する一貫した体制の構築に向けて取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 次に、森林経営管理制度について伺います。

先ほど来、いろいろとその趣旨等についてもやりとりがございましたので、大きな話というよりも、細かいところで非常に気になっている点を中心に、幾つかお伺いをしていきたいというふうに思います。

この制度の趣旨は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理をとにかく両立させるということが一つです。

私自身も大いに賛同はしておりますが、制度に対して、法案が提案された段階からの審議の経過も含めて、いろんな現場での疑念とか不安ということもあって、今なお、市町村を初め、関係者あるいは有識者の中にも、どうなのだろうか、本当に大丈夫だろうかという声があるわけです。

そういう部分で、同制度が適切に運用され、具体的な成果が上がっていくことを強く願っているものですから、その点を伺ってきたいというふうに思っています。

まず、道も関与することが想定されている制度の入り口部分の、森林所有者の経営管理権にかかわり、何点か伺います。

当該制度が適切に運用され、成果を上げるためには、一にも二にも、森林の所在と所有の状況が正確に把握され、その上で、当該森林所有者の経営意思の確認がしっかりと行われることが欠かせないというふうに思います。道としての認識を伺います。

○**笹田浩委員長** 森林計画課長服部浩治君。

○**服部森林計画課長** 森林所有者の意向の確認についてであります。森林経営管理制度は、間伐等が行われず放置された森林を、市町村が主体となって適切に管理するものであり、まずは、市町村が、手入れの行き届かない森林とその所有者を特定し、所有者に対して、今後の経営管理について意向を確認する必要があります。

一方、市町村は、森林の所有者や境界等の情報を一元的に管理する林地台帳について、平成31年度の運用に向けて、現在、整備を進めているところであります。

こうしたことから、道としては、市町村に対して、林地台帳の整備や所有者の意向の確認の準備作業が円滑に進むよう、丁寧に指導や助言を行うことが必要であると認識しています。

○**安住太伸委員** 平成31年度からスタートということで、それまでに間に合うように林地台帳の整備をするということなのですね。

しかし、本当に大丈夫かということでありまして、そこが実際に現場でも不安が強くて、先ほど来話が出ているように、道としての支援も欠かせないという話になるわけですが、問題となっている幾つかの例を具体的に御紹介申し上げます。

例えば、宮崎県では、みずからの森林に対する所有と利用の意思を明確に持ち合わせながら、居住地等の関係で日常的な管理ができない状況にあった方の杉林につきまして、久々の墓参で帰省した際に現地に赴いたところ、杉が1本も残っていなかったという事件がおとし発生しています。

御案内のとおり、立木の伐採には、市町村長への事前の届け出が義務づけられておりますので、当該市に情報公開請求を行ったところ、そこには、既に死亡している父親の名前で署名、押印されており、公文書偽造による無断伐採が行われていた事実が明らかになりました。

ほかにも、同県では、過去5年ほどの間に、森林伐採に関する相談が90件近く県警に寄せられ、深刻化していることもあり、その盗伐問題をレポートしたドキュメンタリーが、ことし6月、農林水産業等にかかわるすぐれた報道に贈られる農業ジャーナリスト賞を受賞するというようなことになっているのです。

林野庁によると、こうした森林の盗伐等にかかわる調査の結果、昨年4月からことし1月にかけて、無断伐採についての相談が広く全国で62件確認されています。そのうち、故意に伐採した疑いがあるものが全体の2割近く、11件に上るという実態が明らかとなっています。

こうした事実からも、所有の現況と利用の意思を確認していく作業は、実は相当困難をきわめるであろうことが十分に予測されるわけですが、国土交通省が発表している最新の地籍調査実施状況によると、林地についての進捗率は45%ということで、地籍確認が半分にも行っていないのです。

【第2分科会 10月2日 第2号】

つまり、ただいま問題となっている、森林の所在なり所有にかかわる確認作業の大前提となるはずの地籍の確定ですら、昭和26年の調査開始から既に半世紀以上たって、なお、対象面積全体の半分にも至っていない実態となっています。

道としては、新たな森林経営管理制度の入り口に当たる、森林の所在、所有、経営の意思確認のための調査を、先ほど来出ておりますが、人手や財源に難を抱える市町村が行うに際し、相当の覚悟を持って、制度の趣旨に沿って確実なものとするべく、かなり支援をがっちり行っているのかなきゃいけないと私も考えておりますが、改めて所見を伺います。

○服部森林計画課長 市町村への支援についてであります。道内の市町村では、林業を担当する職員が少ないことなどから、道としては、新たな森林経営管理制度に基づく所有者への意向調査を円滑に進めるためには、市町村の取り組みを積極的に支援していくことが必要と考えています。

このため、市町村に対して、林地台帳の作成に向けて、森林調査簿や登記簿の情報を活用した原案を提供してきたところであり、今後は、こうした森林情報を市町村と共有する森林クラウドシステムの充実を図るとともに、市町村が所有者への意向調査を着実に進められるよう、マニュアルの作成や研修会の開催などに取り組み、きめ細やかな指導助言などの積極的な支援を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

○安住太伸委員 とにかく、平成31年度のスタートに向けてやっていただくしかないわけですが、先ほど来申し上げているように、そこは、相当な覚悟を持って、しっかりと抜かりなくやっていただきたいということを改めて強く指摘しておきたいと思います。

次に、法に規定されている経営管理権が想定している立木の伐採にかかわり伺います。

法には、経営管理権を集積する旨が規定されており、そのことが、国が進める林業と木材産業の大型化推進方策や、沖林野庁前長官の在任時における、小規模経営に関する課題として述べた経営規模の集積と主伐の必要性等に関する発言などと相まって、本制度が、主伐、すなわち皆伐だけを前提とした、ややもすると乱伐を助長しかねない制度ではないかという懸念が、冒頭にも申し上げたように、関係者から問題提起をされているわけです。

そこで、道としての認識を伺います。

○笹田浩委員長 森林計画担当局長岡嶋秀典君。

○岡嶋森林計画担当局長 立木の伐採についてであります。森林経営管理制度は、間伐などが行われず放置された森林について、市町村が経営管理権を集積する計画などを作成した上で、所有者にかわり、市町村や、市町村の委託を受けた林業事業者が適切に管理を行うものであります。

こうした集積計画などの作成に当たっては、市町村は、立木の伐採、植林、保育などの具体的な管理内容について記載することとされており、立木の伐採につきましては、間伐を基本とするとともに、皆伐などの主伐が行われる場合にあっても、木材の販売収入を原資として、その後の

植林、保育を計画期間内に実施することを明示する必要があること、また、道といたしましては、乱伐にはつながらないように指導することから、新たな制度の導入により、適切な森林の経営管理が進むものと考えております。

以上でございます。

○安住太伸委員 実際に、そうした計画をつくってやっていく際、いろんな誤認やトラブルがあったときに、道として裁定をすることが定められているわけです。そうしたことなんかも踏まえて、本当にしっかりやっていただかなきゃいけないと思いますので、御答弁にあったように、きちりとした適切な管理がなされていくように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

次に、制度の出口部分についてです。

直接、道の関与が想定されている、市町村のもとに一度集積された経営管理権について、管理の実施権として配分される先の民間事業者の選定にかかわり伺います。

法によると、それら民間事業者は、道によって公募され、経営管理能力や経理上の基礎を有する等の適否の判断を道が行い、その結果も公表することとされています。そのことを、法や制度の概要を説明する資料等では、意欲と能力のある林業経営者を選定する、そう表現されているところです。

では、道は、何をもって意欲と能力の有無を判断するのか。繰り返しになりますが、その際、主伐が可能な事業者であるかどうかは要件となるのか、伺います。

○笹田浩委員長 林業振興担当課長加納剛君。

○加納林業振興担当課長 意欲と能力のある林業経営者の要件についてであります。森林経営管理制度では、市町村の委託を受けることができる、意欲と能力のある林業経営者は、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力と経営的基礎を有することが要件とされております。

道といたしましては、意欲と能力のある経営者の判断基準につきまして、林業事業者登録制度に基づき、適切な森林整備や労働安全衛生管理に取り組む事業者であることを基本としております。国においては、要件の判断基準の考え方について、年内をめどに取りまとめることとしていることから、この動向を注視しながら、多様な森林、林業・木材産業を有する本道の実情を踏まえ、今年度末を目途に取りまとめていく考えであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 これまで、いろんな機会を通じて、数度にわたり、本道における林業経営の今後、未来ということにかかわって、多様性こそが特性であり、強みであるということをお互いに議会論議を通じて確認し合ってきているのかなというふうに思うのです。

改めて伺いますが、問われるべきは、経営規模の大小ではなくて、採算性であって、その採算性の実現の手段としては、さまざまな経営規模なりスタイルがあり得るのだ、そして、それらは併存し得るものなのだという事についての道の認識を伺いたいと思います。

○岡嶋森林計画担当局長 林業経営者の経営規模についてであります。本道は、森林面積が全体の約7割を占めており、本州に比べて地形が平たんであることなどから、高性能林業機械など

を活用した効率的な林業経営が進められているほか、間伐や植林など森林施業を森林所有者がみずから実施する取り組みも行われているものと認識しております。

道といたしましては、こうした本道の多様な森林、林業・木材産業の特徴を十分に踏まえ、新たな経営管理制度において、森林整備を担う意欲と能力のある林業経営者につきましては、森林組合、企業、個人などの組織形態や経営規模にかかわらず、適切な森林経営管理を効率的かつ安定的に行う能力などを有することが何より重要であると考えております。

以上でございます。

○安住太伸委員 最後に、林業大学校の基本計画案について伺ってまいります。

この問題についても、林業・木材産業あるいは地域の将来を占う非常に重要な政策課題であるという認識のもと、機会あるごとに、たびたび伺ってきたわけです。

その中で、細かく言えば、いろんなことを議論してまいりましたが、ここに至って、私としては、大きく三つの視点を中心に、関連して幾つかお伺いしてまいりたいというふうに思います。

一つは、林業・木材産業が置かれている環境に対する認識です。

グローバル化する経済、あるいは、SDGs、パリ協定等に見られるような環境問題への意識の高まりが、世界の中での潮流としてあるわけです。

国内に目を転ずると、少子・高齢化や、そのことに伴うマーケット市場の縮小あるいは担い手不足、労働力不足ということがあり、そして、それらが相まって、山村を主たる資源とする地域が非常に衰退傾向にある中で、そこを切り開いて打破していく人材としての林業人をこの大学校を通じてつくり出し、送り出していくということなのですね。

だから、そういう構造的な変化なり課題認識をベースにした戦略的な視点をしっかり持って、そういう人材をつくっていくためには、どういうカリキュラムであり、どういう運営形態であり、あるいはどういう拠点施設でなければならないかということを考えていかなければならない、そういう視点が一つです。

それと、これもずっと議論してまいりましたが、学校なわけですから、学ぶ学生たち自身にとって、そこで学ぶことが、その若者の人生なり未来を切り開く道になっていくことです。新しい可能性に挑戦して自己実現を図り、地域あるいは林業を担っていく人材として誇りを持って生きていける、そういう能力なり、いろんな可能性を、学ぶ者自身に与えることができる学校でなければいけないということが二つ目の視点です。

そして、三つ目ですが、この間、10を超える非常に多くの地域から、先ほど申し上げたような構造的な変化の中で、何とか我がまちにという要望がずっとあったわけです。

私は、その皆さんの熱意というか、思いは本当にすばらしいものだと思いますし、そうであったからこそ、いろいろ競い合われて、よりよい大学校をつくるための議論に結びついたというふうに考えております。

その中で、私自身も、申し上げたようなことも含めて、最終的に拠点施設自体は旭川に置いていただけることを非常に重く受けとめておりますし、一緒になって、そこをしっかりと生かしてい

けるように考えていかなきゃいけないという認識を強く持っています。

ただ、この間の経過がありますから、どの地域にとっても、この学校が非常に意味のあるものとして、関係性を深く構築して、それぞれの地域の発展に結びついていくような取り組みであるということを忘れずにやっていかなきゃいけないわけです。

そういう意味で、運営体制等がどうあるべきかということで、大きく三つの視点で伺いたいと思います。

最初に、戦略的視点ということにかかわって、入学者の定員の内訳についてです。

私自身は、これまでもお伝えしてきたとおり、今申し上げたような課題認識のもと、グローバル化する世界経済であるとか、成長センターであるアジア市場に向けた新たな展開などを視野に入れ、海外からも学生を迎え入れる意思と戦略を持って、本大学の設置を構想すべきだと考えていました。

いずれの産業においても言えることですが、少子・高齢化に伴い、国内市場がますます成熟化、縮小していく見通しの中で、林業や木材産業を本気で成長産業化させる気なら、今申し上げたような視点は、当然、外せない選択肢の一つになっていくのではないかと私は考えるところです。

40名の定員枠の内訳について、海外からの受け入れということを含めて、道としてはどのように考えているのか、伺います。

○岡嶋森林計画担当局長 入学者の定員についてであります。道では、本道の人工林が利用期を迎え、伐採や植林などが増加する中、こうした森林整備を担う企業等のニーズや林業就業者数の推移なども勘案し、林業大学校の1学年の定員を40名とすることを基本計画案で示したところがあります。

道といたしましては、林業大学校の入学生として、道内各地の企業などに就業を希望する方々を受け入れ、地域に根差した人材を育成することとしており、入学者につきましては、高校の卒業予定者や本道への移住に関心がある方などを対象として、特定の定員枠を設けず、道内外より広く受け入れてまいる考えであります。

なお、現在、外国人には、道内の企業などに就職し、林業に従事するための在留資格が認められておりませんが、国におきまして、外国人材の受け入れに係る新たな在留資格の創設が検討されていることから、こうした国の動きを注視するとともに、業界のニーズを把握しながら、必要な検討を行ってまいる考えであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 二つ目の視点の、学ぶ若者自身にとって意義深い大学という点にかかわって大きく二つほど伺います。

一つ目は、若者に対する認識とカリキュラムについてです。

私としては、昨今の若者の興味、関心の一つの方向性は、社会貢献とか、自然環境と調和のとれた暮らしということであって、そうした志向するライフスタイルを、無理せず、身の丈に合っ

【第2分科会 10月2日 第2号】

た形で実践できる自由度の高い個人事業主的な仕事スタイルであるように思えてなりません。

なぜならば、彼ら、彼女らの多くが、これからの経済成長に対して余り多くを期待しておらず、むしろ、低成長下での豊かな暮らしとは何かという点に興味や強い関心を持っていると思えるからです。

と同時に、バブル崩壊後に長く続いたマイナス成長下で、リストラ社会、時に使い捨て社会とも称される社会や時代の大人たちの姿をじっと見て育ったという経済社会環境が若者をそうさせているとも感じています。

そして、まるでその認識を裏づけるかのように、私がこれまで触れてきた、山や森、林業・木材産業に関心を持ち、集まってくる若者の多くが、申し上げたような意味での生き方をかなえるなりわいとして、例えば林業を捉えているということです。

それが、担い手不足と若者離れがさまざまな業種、業界で叫ばれる中で、林業・木材産業の可能性を開く一つの方向性として、小規模・自立兼業型の林業を、何よりも多様性を受け入れる素地を持つこの北海道だからこそ、ぜひやっていくべきであると訴えてきた大きな理由でもあります。

道は、募集対象者となる若者の興味、関心や生き方、その生き方を実現する方途としての林業を通じた働き方についてどう認識しているのか、伺います。

また、そうした認識や、カリキュラムに関するこれまでの有識者の意見などを踏まえ、学生にとって魅力あるカリキュラムとして、どういった特徴ある科目構成とする考えか、伺います。

○**笹田浩委員長** 人材育成担当課長土屋禎治君。

○**土屋人材育成担当課長** 若者に対する認識などについてであります。道では、若者を初め、林業に就業する方々は、高性能林業機械などを活用した効率的な森林経営や、間伐、植林などの森林施業を森林所有者がみずから実施する取り組み、家具に活用される広葉樹の育成など、さまざまな分野に関心や意向があり、求める働き方も多様であると認識しております。

このため、道といたしましては、カリキュラムの具体的な検討に当たっては、有識者による検討委員会から御意見をいただきながら、学生にとって魅力となる、地域の特性を生かした実習やインターンシップによる実践力、さまざまな経営規模や形態に応じた森林施業の技術、さらには、広葉樹を利用するための天然林施業の知識などを幅広く身につけることができるカリキュラムを構築してまいる考えであります。

以上でございます。

○**安住太伸委員** 次に、講義・実習方式について伺います。

先ほど来の御答弁にもあったような身につけるべき能力等を確実に身につけてもらって、かつ、申し上げてきたような変化が激しい今の時代や将来にわたって通用する人材として、広く活躍してもらい、また、それぞれの人生を切り開いてもらうための講義・実習方式についてということです。

A Iの急速な進歩とともに、今、教育界では、これまでの授業のあり方を見直す動きが世界規

模で進みつつあります。すなわち、幾ら知識を身につけても、現場ごとに異なる具体的な課題解決に向けて、瞬時に適用、応用でき、さらには、さまざまな変化を捉えた上で新たな価値を生み出すべく、そうした知識を統合、運用できない限り、その仕事そのものがAIにとってかわられる可能性が急速に高まっているからです。

また、逆に、AIが不得意とする、人間特有の感情を踏まえた高度なコミュニケーション能力こそが、これからの時代、人間にしかできない仕事、人材として残っていくために鍵を握る力とも言われています。そうした変化を念頭に置きながら、いろんな教育方式の変化が世界で今試みられつつあるということです。

道は、今申し上げたような状況を踏まえた対応として、現実の社会でさまざまな課題を解決し、価値を生み出す上で必要となる力や多くの学びを提供するために、例えば、2年次の後半学期では、世界のいろんな例も参照しながら、新たな手法を取り入れていくことを検討すべきと私は思うのですが、その点についての認識を伺います。

○土屋人材育成担当課長 講義、実習の手法についてであります。道では、地域に根差した人材を育成するため、林業・木材産業の知識、技術などの実践的な教育に加え、学生のコミュニケーション能力や自立性、社会性を培うことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、地域づくりにも貢献できる人材の育成に向けて、学生たちのグループワークによる、各企業の経営者との対話などを通じ、地域の産業について現状、課題を分析する演習や、みずから課題を設定し、その課題を解決する自主研究など、カリキュラムの検討を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 運営体制について伺います。

先ほど申し上げた三つの視点の3番目ですが、それぞれの地域の多様性、特性をどう生かしていくのか、それに対する道としての配慮なり思いがまず何よりも大事だろうと私は思っております。

本道でも、地域によっては、非常に大型化する林業の中での効率性であったり付加価値を求めている地域もあれば、非常に小規模あるいは兼業型で、特用林産物なんかを取り入れた新しいスタイルの林業経営みたいなことを試している地域など、いろいろあるわけで、そうした地域の熱い思いを道がどの程度まで受けとめて、一緒に協力していくことができるか、そういう体制を組むことができるかということは非常に重要だろうと思うわけです。

その点に関して、道として、地域にどこまでそういう役割を担っていただくという気持ちがあるのか、その部分について伺いたいと思います。

○岡嶋森林計画担当局長 地域との連携協力体制についてであります。基本計画案では、道内各地の林業・木材産業の特性を生かした実践実習やインターンシップなどを実施するため、全道の7地域における運営体制を示したところであります。

道といたしましては、地域での実践実習やインターンシップを円滑に進めるため、地域の特性

【第2分科会 10月2日 第2号】

を生かしたプログラムの作成や講師の確保を初め、講義や実習を行う施設、フィールド、さらには、長期インターンシップの受け入れ先の確保などに向けて、重要な役割を担っていただけるよう、市町村を初めとする関係者の方々と具体的な協議や検討を進め、地域との連携協力体制を構築してまいる考えであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 最後です。

先ほどもCLTの活用の話がありましたが、ぜひ、林業大学校の中でそれに取り組みつつ、学生たち自身もそこにかかわって、その活用いかにについてしっかり確認あるいは体験していく機会にするということがあっていいのじゃないかと私は思います。同じように、学生たち自身が、新たに、必要な建物の一部を自分たちで設計して建てていくということもあっていいのじゃないか。

そうした取り組み等も含めて、今まで申し上げてきた、学生にとっての大学、戦略的な視点としての大学、地域との連携、それらのことも踏まえながら、これからの林業大学校をどのようにいいものにしていくべく取り組んでいくのか、最後にその考えを伺って、私の質問を終わります。

○幡宮水産林務部長 林業大学校の設置に向けた今後の取り組みについてでございますが、道では、本道の多様な森林や林業・木材産業の特性を生かし、北海道ならではの林業大学校を設立していくためにも、地域や産学官といったさまざまな関係者の方との連携のもと、大学校の運営体制を構築していくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、今後、地域や関係団体、大学等の教育機関などと協定を締結するなど、オール北海道による連携協力体制を確立するとともに、学生にとって魅力ある大学校となるよう、森林づくりの実践的な能力を初め、自立性などを培うカリキュラムの構築や、道内外からの入学生の確保に向けた積極的な情報発信、さらには、道産CLTなどの道産木材を活用した校舎の整備を着実に進めるなど、平成32年4月の開校に向けて取り組んでまいる考えであります。

また、今御指摘がございました、木造建築における設計や施工を学生に学ばせるといった点につきましても、木材の利用のされ方を学ぶ機会が重要でございますので、検討を行ってまいるところでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 終わります。

○笹田浩委員長 安住委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

吉井透君。

○吉井透委員 通告に従いまして、以下、水産林務部所管事項について伺います。

まず、地震による水産関係の被害についてであります。

胆振東部地震は、本道ではこれまでに経験のない、過去最大となる震度7を記録し、多数の方

々が亡くなられたことに加え、被害額が9月25日現在で1828億円となっておりますが、調査中のものもあり、今後さらに拡大する見込みと承知をしております。

1次産業の被害は、林地崩壊など林業被害や、農地への土砂堆積など農業被害が大きくなっているものの、水産業においても、漁港や関係施設の被害が発生しているところでもあります。

本道の水産業は、2年連続で漁業生産量が100万トンを下回る厳しい経営状況の中で被災しており、被害が大きかった胆振、日高管内等では、最盛期を迎えたアキサケ漁など漁業への影響が懸念される場所でもあります。

そこで、以下、水産関係の被害状況と対応について伺います。

今回の地震災害により、水産関係では、漁港施設の被害が一番大きいと承知をしておりますが、そのほか、地震や停電により水産関係施設にも被害が発生したものと考えます。

そこで、水産関係ではどのような被害が発生しているのか、被害状況について伺います。

○**笹田浩委員長** 漁港漁村課長相原正樹君。

○**相原漁港漁村課長** 水産関係の被害状況についてであります。このたびの胆振東部地震により、胆振・日高管内等の7漁港において、岸壁の沈下や道路のひび割れ、防波堤の破損、漁港に隣接する海岸護岸の沈下、さらには荷さばき所などの施設に被害が発生しているところでございます。

また、地震による全道的な停電により、種苗生産施設での種苗のへい死や、製氷施設の氷が解けるなど、これまでに合わせて10億円の被害を確認しているところでございます。

○**吉井透委員** 今回の水産関係の被害の中で、最も被害が大きい漁港施設については、アキサケ漁や今後のシシヤモ漁などの操業に影響があると考えます。

被災した漁港施設の復旧について、どのように対応していくのか、伺います。

○**相原漁港漁村課長** 漁港施設の復旧についてであります。本道の漁港は、漁船の安全な係留、水揚げなど、漁業生産や漁村の拠点として重要な役割を果たしており、地元の漁業関係者からは、これから盛漁期を迎えるシシヤモ漁などに支障がないよう、施設の速やかな修復が求められているところでございます。

このため、道といたしましては、地域からの要望を踏まえ、応急措置として、沈下した岸壁の補修を実施するとともに、詳細な被害状況の調査を行い、国の災害復旧事業などを活用し、施設の早期復旧を図ってまいりたいと考えております。

○**吉井透委員** 今回の地震に伴う停電により、市場や冷凍・冷蔵施設の冷却機能が停止するなどし、漁業生産活動にも大きな影響が生じたものと考えます。

道として、このような停電に対してどのように対応していくのか、考えを伺います。

○**笹田浩委員長** 水産経営課長杉西紀元君。

○**杉西水産経営課長** 停電に対する対応についてであります。今回の地震による全道的な停電の発生により、市場や冷蔵、製氷などの機能が停止したことから、全道各地で出漁を見合わせるなど、漁業生産活動に大きな影響が生じたところでございます。

【第2分科会 10月2日 第2号】

このため、道では、漁協等に対し、漁業生産活動が維持できるよう、非常時の対応について検討を促すとともに、関係団体と連携し、自家発電機の整備への支援を国に求めるなど、停電の被害を最小限にとどめることができるよう、さまざまな対策に取り組んでまいる考えでございます。

○吉井透委員 今回の地震による漁港施設の被害や、大規模停電による市場や冷凍・冷蔵施設の機能停止などの水産関係の被害を受けて、漁港における防災・減災対策について、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○笹田浩委員長 水産基盤整備担当局長生田泰君。

○生田水産基盤整備担当局長 漁港における防災・減災対策についてであります。漁港は、水産物の供給基地として、また、漁村地域の拠点としての役割を担っているほか、災害時には、避難者や緊急物資の海上輸送などの機能も有しており、台風、低気圧など自然災害による被害が大型化している中、漁港の防災機能の強化が重要であると認識しているところであります。

このため、道といたしましては、国の漁港漁場整備長期計画を踏まえ、岸壁の耐震化や防波堤のかさ上げなどの整備を行うほか、防災無線の導入を支援するなど、漁港や背後の漁村集落における防災・減災対策に取り組んでまいる考えであります。

○吉井透委員 水産関係では、このたびの地震による直接的な被害は林業や農業ほどではなかったものの、漁港関係施設の被害を初め、全道的な停電による、種苗生産施設での種苗のへい死や製氷施設での氷の溶解などの被害が発生したということでもございました。また、本道の沿海地区の漁業協同組合では、停電時の体制を整備しているところはほとんどないと聞いております。

今回の大規模停電を含めた災害対応について、漁協系統団体としっかりと連携して検証すべきということをもまずは指摘させていただきます。

次に、漁業協同組合の役割等についてであります。

水産政策の改革については、我が会派の同僚議員が一般質問で質問したところ、知事から、漁協が果たしてきた役割が生かされるよう国に申し入れるとの答弁がありましたが、漁協の役割について、以下伺います。

道では、本年9月に、区画漁業権の切りかえを実施したものと承知しております。

海面は、漁業権漁業を初め、さまざまな漁業で利用されており、円滑に漁業活動を行うためには、関係漁業者間における調整が必要と考えますが、漁場の利用調整に関して、道はどのように認識し、漁協はどのような役割を担っているのか、伺います。

○笹田浩委員長 漁業管理課長矢本諭君。

○矢本漁業管理課長 漁場の利用調整などについてであります。本道では、サケ定置網や各種刺し網などの沿岸漁業のほか、ホタテガイ養殖、沖合底びき網など、多種多様な漁業が、限られた水域をふくそうして利用しておりますことから、漁業者が円滑に操業するためには、漁場の利用調整は極めて重要であると認識をしております。

このため、道では、漁業の免許や許可などの際に、操業区域、期間など、基本的な枠組みを定

めておりますが、漁協内における漁業者間の調整のほか、資源管理や環境保全活動など、地域全体での取り組みが重要であり、漁業者の操業実態や経営状況等を熟知した漁業協同組合は、漁場の利用調整において大きな役割を担っているところでございます。

○吉井透委員 今、大きな役割があるということでした。

漁家の経営安定を図るため、漁協は、各種の経営指導を行ってきたと承知しておりますが、どのような役割を担ってきたのか、伺います。

○杉西水産経営課長 経営指導についてであります。漁協は、組合員の所得の向上を図るため、操業実態や経営状況を把握し、経営の改善に向けた組み合わせ漁業による営漁指導を初め、融資などの経営相談や確定申告の税務指導のほか、漁業共済の加入促進、生活改善の指導を行うなど、組合員の漁業経営の安定に大きな役割を果たしているところでございます。

○吉井透委員 水産物の維持増大だけではなく、付加価値向上を図っていくことが重要であると考えます。

漁協は、ブランド化や販路拡大など、さまざまな取り組みを行っていることと承知しておりますが、現在の道内の取り組み状況と、今後、道はどのように取り組んでいくのか、伺います。

○笹田浩委員長 水産食品担当課長佐々木剛君。

○佐々木水産食品担当課長 付加価値向上の取り組みについてであります。本道の多くの漁協において、鮮度管理や活締め、大型魚の選別などの差別化が行われており、日高のサケの「銀聖」、厚岸の「大黒さんま」、檜山の干しナマコ、標津のサケの船上活締めなど、付加価値向上に取り組んでいるほか、根室では、道内外の量販店において、漁獲が増大している地元産イワシの販促活動を行うなど、販路の拡大に努めております。

道といたしましては、今後とも、漁協等が行うブランド化や販路拡大の取り組みを支援するとともに、関係団体と連携し、消費者へのメニューの提案や製品開発を行うなど、水産物の付加価値向上の取り組みを進め、漁業者の所得向上を図ってまいりたいと考えております。

○吉井透委員 漁協は、漁村において重要な役割を果たしていますが、改めて、漁協の重要性について部長の認識を伺います。

また、国が進める、水産政策の改革を受けて、漁協の役割が維持されるよう、道として、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○笹田浩委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 漁協の役割についてであります。漁協は、各種漁業が営まれている漁場の円滑な利用調整や、漁業者が生産した水産物の販売に加え、安定した経営に必要な資金の融資や経営指導などを通して漁家の生活を支える、漁村地域の重要な組織であると認識しております。

道といたしましては、国が進める、水産政策の改革の具体化に当たり、今後とも、漁協が果たしてきた役割が生かされるよう、国に対して申し入れを行うほか、漁協系統団体と連携し、漁協が行う適切な資源管理による生産の増大や、付加価値の向上による販売力の強化、さらには、組

【第2分科会 10月2日 第2号】

合の経営、事業に係る人材の育成を支援するなど、漁協の経営基盤や指導力の強化を図り、漁業者の方々が将来にわたり安心して漁業を営めるよう取り組んでまいる考えでございます。

○吉井透委員 部長から答弁をいただきました。

漁業協同組合の役割等について質問をしてみまして、今、部長からは、漁協の経営基盤や指導力の強化を図り、漁業者の方々が将来にわたり安心して漁業を営めるよう取り組んでまいるとの答弁をいただいたところでありますが、漁業者が、漁村地域において安心して漁業を営めるようにするには、漁業生産の回復と安定化を図ることが何よりも重要であると考えます。

本道の漁業生産は、海域間の格差が著しく、平成28年の漁協組合員1人当たりの生産額を海域別に見てみますと、オホーツク海の4343万円、太平洋の1788万円に対し、日本海側は1131万円と極めて低い状況となっております。

道では、回遊魚の漁獲が主体であった日本海の漁業振興を図るため、平成26年に、日本海漁業振興基本方針を定めて、計画的かつ安定した水揚げが期待できる養殖業などの取り組みを進め、さらに、ことし3月には、これまでの成果や課題を踏まえたさらなる展開を図るため、基本方針を改定したと承知しております。

漁業生産の回復と安定化は全道的な課題ではありますが、特に疲弊が著しい日本海において、漁村地域の維持の観点からも、今後とも、漁業振興を一層推進していくこととあわせて、漁協の指導や支援にもしっかり取り組んでいく必要があることを指摘しておきます。

次に、仮称・北海道立林業大学校についてであります。

さきの第2回定例道議会の予算特別委員会の総括質疑では、我が会派の同僚議員の質問に対して、知事より、全道の7地域に実践実習拠点を配置し、旭川市の林産試験場を核とする広域的な運営体制による大学校とするとの答弁をいただいたところであります。

道では、このたび、平成32年度の林業大学校の設立に向けて、カリキュラムや広域的な運営体制、校舎等の施設整備の方針などを明らかにした仮称・北海道立林業大学校基本計画案を取りまとめ、さきの水産林務委員会で報告されたと承知をしております。

そこで、以下、基本計画案を踏まえた、林業大学校の設立に向けた検討状況などについて伺ってまいります。

基本計画案においては、道は、学校教育法に基づく専修学校とする方向を示したところですが、他府県の林業大学校の運営形態はどのようになっているのか、また、道は、どのような観点から専修学校とする考えに至ったのか、伺います。

○笹田浩委員長 人材育成担当課長土屋禎治君。

○土屋人材育成担当課長 林業大学校の運営形態についてであります。全国におきまして、森林、林業に関する学科を設置している2年制の大学校は、平成30年4月現在、9校ございまして、これらの運営形態につきましては、学校教育法に基づく専修学校が長野県など6校、府県の条例に基づく学校が京都府など3校となっております。

道といたしましては、これまでこうした府県の大学校の調査を行うとともに、有識者からの御

意見なども踏まえて、北海道ならではの教育方針やカリキュラムなどを検討してきたところであり、学生にとって魅力となる専門士の称号の付与や、奨学金が活用できることなどから、このたび、基本計画案で、大学校の運営形態につきましては、学校教育法に基づく専修学校とすることとしたところであります。

○吉井透委員 基本計画案では、広大な本道の多様な地域特性を踏まえ、森林づくりへの意欲にあふれた多様な人材に対し、2年間の教育課程を通じて、講義と実習を組み合わせた、効率的、効果的なカリキュラムを編成することとされておりますが、道は、どのようなカリキュラムを構成しようとしているのか、伺います。

○土屋人材育成担当課長 カリキュラムなどについてであります。道では、カリキュラムの具体的な内容につきまして、これまで、道議会での御議論や、本年5月に設置した有識者による検討委員会からの御意見を踏まえ、検討を重ねてきたところであり、このたび、基本計画案におきまして、林業経営や木材利用といった九つの分野にわたる科目構成などを明らかにしたところであります。

道といたしましては、林業・木材産業の即戦力となり、将来的に企業等の中核を担う人材を育成するため、1年次には、森林、林業・木材産業の基礎的な知識や、現場作業に必要な林業機械の操作技術などを、2年次には、道内各地で実践実習や長期インターンシップなどを行い、専門的な知識、現場での実践的な技術などを習得して、本道の多様な林業・木材産業に対応できる実践力を段階的かつ体系的に身につけるカリキュラムを構築する考えであります。

以上でございます。

○吉井透委員 本定例会の一般質問において、我が会派の同僚議員から、世界と地域をつなぐ国際化への対応の取り組みについて伺い、道より、林業大学校においても、JICA研修生などとの交流等についても柔軟な対応を検討する旨の答弁をいただいたところでありますが、林業王国・北海道にふさわしい大学校として、道では、これについてどのように対応していく考えなのか、伺います。

○土屋人材育成担当課長 国際化への対応についてであります。道では、道内外から広く入学者を確保し、道内各地に就業し、森林づくりの担い手として活躍する人材を育成するためには、林業・木材産業の基礎的な知識や、実践的な技術、技能はもとより、地域づくりにも貢献できるコミュニケーション能力などを身につけることが重要と考えております。

このため、道といたしましては、林業大学校におきまして、本道の特色ある森林や林業・木材産業を生かし、北海道らしい充実したカリキュラムを構築するとともに、国際社会に貢献する観点からも、来道したJICA研修生を受け入れ、林業・木材産業の担い手を育成する教育システムを学んでいただくことなどを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○吉井透委員 御答弁をいただきました。来道しているJICA研修生にも学んでもらえるようにするという答弁でございますが、北海道の林業・木材産業が世界とつながることは、地域にと

【第2分科会 10月2日 第2号】

っても、今後さまざまな価値を生み出すものと考えますので、この点はしっかりお願いをしたいと思えます。

基本計画案では、本道の林業・木材産業を支える人材の育成に向けて、関係団体や企業、教育・研究機関など、いわゆる産学官との連携により、オール北海道の運営体制とすることとされております。

林業大学校が産学官と効果的に連携協力していくためには、関係者それぞれの強みを生かして体制を構築し、業界のニーズや最新の知見などを大学校の運営に反映していくことが重要と考えます。

道は、産学官との連携協力体制のもと、どのような取り組みを進めていく考えなのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 森林計画担当局長岡嶋秀典君。

○**岡嶋森林計画担当局長** 産学官との連携協力体制についてであります。基本計画案では、本道の林業・木材産業を支える、地域に根差した人材を育成するため、産学官が一体となり、オール北海道で取り組む体制づくりを進めることとしております。

このため、道といたしましては、林業・木材産業の企業、団体を初め、大学、道総研などの関係者との連携協定を締結し、最新技術の実践や専門的な知見といった、それぞれの強みを生かした実習の実施、講師の派遣などを進め、効率的、効果的な学校運営が図られるよう、産学官との連携協力体制の確立に向けて取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○**吉井透委員** 基本計画案では、広域的な運営体制の構築に向けて、旭川市の道総研林産試験場内に校舎等を整備することとし、本定例会でも、整備に係る予算が提案されているところであります。

道では、本道の多様な林業・木材産業を担う人材を育成するため、どのような施設を整備する考えなのか、伺います。

○**土屋人材育成担当課長** 施設整備についてであります。基本計画案では、林産試験場の敷地内に、広域的な運営体制の核となる施設を置くこととしており、道といたしましては、今後、道総研との連携協力体制を構築し、木材産業に関する知見、設備を有する林産試験場の機能も活用しながら、学生が、基礎的な知識や技術、技能を着実に身につけることができるよう、教室、教職員室、実習室などを備える校舎や屋外の実習場といった施設の整備を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○**吉井透委員** また、基本計画案では、地域に根差した人材を育成するため、全道各地の森林や施設を活用した広域的なネットワークを構築し、効率的、効果的に教育を行うため、全道の7地域ごとの運営体制において、地域で学ぶべき特徴などが示されたところでありますが、道は、地域との連携協力体制をどのように構築していく考えなのか、伺います。

○岡嶋森林計画担当局長 地域との連携協力体制についてであります。基本計画案では、林業・木材産業の実践力を身につけた、地域に根差した人材を育成するため、道内各地の林業・木材産業の特徴を生かして、実践実習やインターンシップなどを実施するため、全道の7地域における運営体制を示したところであります。

道といたしましては、地域での実践実習やインターンシップは、本道の多様な林業・木材産業を理解し、就業につながる重要な役割を担うことから、講義や実習を行う施設、フィールド、講師の確保を初め、学生の滞在場所などの確保、さらには、地域の特徴を生かしたプログラムの作成などについて、市町村を初めとする関係者の方々と具体的な協議や検討を進め、地域との連携協力体制を構築してまいる考えであります。

以上でございます。

○吉井透委員 最後の質問ですが、平成32年度の開校に向け、このたびの基本計画案に基づき、地域や産学官とのネットワークによるオール北海道の運営体制を構築し、北海道にふさわしい大学校になるよう取り組む必要があると考えます。道の所見を伺います。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてであります。道では、このたび取りまとめた基本計画案に対する道議会における御議論や有識者会議などからの御意見を踏まえ、地域や企業、関係団体を初め、教育機関、道総研などと緊密に連携し、オール北海道で取り組む体制を構築することが重要と考えているところでございます。

このため、道としては、今後、地域や産学官のさまざまな関係者と協定を締結するなどして、連携協力体制づくりを早急に進めるとともに、専修学校の特徴などを生かして、道内外から広く入学者を確保するほか、北海道ならではの魅力あるカリキュラムを構築する教育計画の作成や、道産木材を活用した校舎の整備などに着実に取り組み、北海道にふさわしい大学校を設立するため、広域的なネットワークによるオール北海道の体制を構築し、平成32年4月の開校に向けて、取り組みを一層進めてまいる考えでございます。

以上であります。

○吉井透委員 終わります。

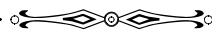
○笹田浩委員長 吉井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後4時16分休憩



午後4時18分開議

○笹田浩委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

[神澤主査朗読]

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、塚本敏一議員の委員辞任を許可し、中野秀敏議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。
-

1. 農政部所管審査

○**笹田浩委員長** これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

長尾信秀君。

○**長尾信秀委員** 通告に従い、農政部所管事項について質問をさせていただきます。

最初に、食の安全、安心についてであります。

道では、食の安全、安心に関する施策の総合的な推進や食育の推進を図るため、北海道食の安全・安心条例、食育基本法に基づき、北海道食の安全・安心基本計画及び北海道食育推進計画を策定しておりますが、それぞれの計画期間が今年度で終了することから、次期計画の策定に向けた作業が進められており、以下、何点かお伺いをいたします。

まず、食の安全・安心基本計画についてですが、基本計画では、豊かな食生活の実現や食のブランドづくりの基本となる、食の安全、安心の確保を目的としており、その取り組みの一つに、クリーン農業や有機農業の推進が掲げられております。

平成29年度の、食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告書では、目標値に対し、「YES! clean」農産物表示制度の登録生産集団数は78%、作付面積は68%、有機農業に取り組む農家戸数は49%の実績値にとどまっておりますが、この結果をどのように受けとめ、今後、どう対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 食品政策課長瀬川辰徳君。

○**瀬川食品政策課長** 農産物等の安全、安心の確保についてでございますが、道では、現行の食の安全・安心基本計画におきまして、生産から流通、消費に至る各段階での食品の安全性の確保など、五つの重点的な推進方向を定めるとともに、施策の目標値を指標として設定し、毎年度、その達成状況を点検、検証しながら、各般にわたる施策を展開しているところでございます。

このうち、施策の柱の一つである、農産物等の安全及び安心の確保におきましては、クリーン農業や有機農業の推進を掲げ、目標値を定めておりますが、平成26年度から29年度にかけて、「YES! clean」農産物表示制度の登録生産集団数については横ばいであるものの、作付面積は増加傾向にあるところでございます。

また、有機農業に取り組む生産者戸数につきましては、本道の農家戸数そのものの減少もあり、進捗のおくれが見られるところでございます。

本道農業が持続的に発展していくためには、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減するなど、環境保全型農業の推進が重要である中、技術面、価格面、認知度などの課題もございますことから、道といたしましては、新たな技術の開発や普及を図りますとともに、市町村、関係団体とも連携をしながら、消費者の理解につながる制度の周知や生産物の販路拡大などに積極的に取り組んでまいります。

○長尾信秀委員 道産食品の表示及び認証の推進について、道では、豊かな自然環境のもとで生産された原料を使用した加工品を登録する道産食品登録制度や、高いレベルの安全、安心と、すぐれた個性を有する道産食品を認証する道産食品独自認証制度、いわゆる「きらりっぷ」に取り組んでおりますが、報告書では、目標値に対して、登録制度は94%、認証制度は59%の実績値となっております。

このような中、HACCPの取得が、食品衛生法の改正により2年以内に義務化されるなど、食品を取り巻く環境が変化してきております。道の登録・認証制度についても見直しが必要な時期に来ていると考えます。

それぞれの制度に対する道の認識と今後の対応についてお伺いをいたします。

○笹田浩委員長 食の安全推進局長立花智君。

○立花食の安全推進局長 道産食品の表示及び認証についてでございますが、平成16年に創設した道産食品独自認証制度、いわゆる「きらりっぷ」につきましては、安全、安心と、すぐれたブランド力を認証するため、道独自の取り組みといたしまして、これまで、21の品目に係る認証基準を定め、普及推進に努めてきましたが、アキサケなど原材料の確保が難しくなっている商品もあり、認証数が伸び悩んでいるところでございます。

また、平成18年から進めている、道産原料マークを使用する道産食品登録制度についてであります。おおむね順調に登録数が伸びてきているものと認識しており、今後も、さまざまなイベントなどを通じて、制度の普及推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

こうした中、食の安全に関する関係法令の改正や消費者ニーズの多様化といった、食品を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、道といたしましては、認証機関や既に認証を受けている事業者、さらには有識者で構成する、この制度の運営懇談会などの意見を伺いながら、認証基準を初めとする制度のあり方や方向性につきまして、見直しの必要性も含めて検討してまいります。

○長尾信秀委員 次に、食育推進計画についてです。

高齢化や高齢世帯の割合の上昇、また、子どもたちが毎日朝食をとる割合の低下が見られることから、高齢者、子どもの食育について、食事や栄養面での取り組みが必要との声が聞かれます。

高齢者等の食育について、新たな計画にどのように位置づけ、取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○瀬川食品政策課長 食育についてでございますが、道内では、児童生徒が毎日朝食を食べる割

合や、野菜、果物の摂取量が全国平均より低いなど、道民の食生活は、子どもから高齢者まで、幅広い世代で課題を抱えてございまして、中でも、高齢者や高齢者世帯の割合は今後も上昇が見込まれますことから、高齢者に対する食育の重要性は増していると認識してございます。

また、本年8月に道内の7カ所で開催いたしました、新たな計画の策定に伴う地域意見交換会におきましては、食に関する正しい情報提供の促進や、食育の関係者間の連携の強化などを求める御意見があったところでございます。

道といたしましては、こうした、食育に関する課題や地域意見交換会での御意見なども踏まえて、現在、計画の素案の作成を進めてございまして、その中で、健全な食生活の実践、食への理解、食育推進体制の強化といった考え方を盛り込むこととしてございます。

○長尾信秀委員 食育は、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人を育むことを目的としておりますが、一方で、食は、日常のごく身近なものであることから、食育への理解や関心を持ってもらうことが非常に難しいと言われております。

食育を一層推進していくためには、さまざまな角度からアプローチする必要があると考えますが、食育の推進に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○瀬川食品政策課長 食育を推進するための取り組みについてでございますが、食育は、関係する分野が、保健、医療、産業振興、教育など、多岐にわたるとともに、食文化などの地域性もございましてことから、家庭における食育はもとより、学校における栄養教諭などによる子どもへの食育、栄養士などによる高齢者への食育など、さまざまな主体が、それぞれの役割に応じて活動するとともに、相互に連携、補完しながら、多様性、地域性、継続性という三つの視点で取り組みを推進することが重要と認識してございます。

一方で、地域における食育の担い手は高齢者も多く、道としては、各地域ごとに、市町村など、さまざまな関係者による食育推進ネットワークの強化を図りますとともに、食育の有識者を道が登録し、派遣する食育コーディネーターなど、既存の推進基盤や人材を有効に活用しながら、幅広く道民が食育を理解し、実践できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○長尾信秀委員 現在、見直しの検討が進められている食の安全・安心基本計画と食育推進計画は、道民の健康を守り、消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給を確保する上で重要な計画であり、また、豊かな食生活の実現や食の北海道ブランドづくりを進めるためにも、これまでの取り組みで明らかになった課題や、食を取り巻く情勢の変化などに的確に対応できる計画とする必要があります。

食の安全、安心に向けて、それぞれの計画づくりをどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 農政部食の安全推進監甲谷恵さん。

○甲谷農政部食の安全推進監 新たな食の安全・安心基本計画等の策定についてでございますが、道では、北海道食の安全・安心条例に基づき、平成17年に北海道食の安全・安心基本計画を策定するとともに、条例で規定されている食育の推進を具体的に進める計画として、北海道食育

推進計画を策定し、食の安全、安心や食育に関する施策を計画的に推進しているところでございます。

本年度は、これら計画の見直し時期でございまして、8月には全道の7カ所で地域意見交換会を開催し、食の安全・安心基本計画に関しては、国際水準のGAPやHACCPの普及啓発など、食品の衛生管理の推進や、原料原産地表示など、適正な食品表示の促進等を求める御意見をいただきましたほか、食育推進計画に関しては、子どもから大人まで、食に関する理解を深め、健全な食生活の促進などを求める御意見をいただいたところでございます。

道では、こうした御意見や情勢の変化などに的確に対応するためには、国際的に通用する食の安全、安心の確保や、子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象とした食育の推進等が重要と考えておりまして、年内を目途に作成する、新たな計画の素案に位置づけ、さまざまな御議論をいただきながら、道民の健康の保護や、消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給の寄与の実現に向け、各般の施策を効果的に推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○長尾信秀委員 次に、種子生産に係る条例についてでございます。

道は、現在、種子生産に係る条例の制定に向けて検討を進めておりますが、我が会派の代表質問では、条例の制定に当たって、主要農作物に加え、豆類、ソバといった主要畑作物の優良な種子の安定的な生産や円滑な普及に向けて、その取り扱いをしっかりと条例に位置づけるよう指摘したところであり、検討の状況などについて何点かお伺いをいたします。

道は、条例の制定に向けて、農業・農村振興審議会や現地での意見交換、議会議論などでのさまざまな意見を踏まえて作成した、主要農作物の種子生産に関する条例の骨子案をさきの農政委員会に報告しており、次の段階の素案を示すのは10月上旬に予定されておりますが、条例案についてはいつ示されることになるのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 農産振興課長山野寺元一君。

○山野寺農産振興課長 条例の検討のスケジュールについてであります。条例に盛り込むべき内容に関しましては、骨子案として9月の農政委員会で御報告させていただき、本定例会におきまして、対象とする作物などについて御議論いただいているところでございます。

今後の予定としましては、こうした議会議論を踏まえて条例の素案を作成し、今定例会の農政委員会で御報告するとともに、第2回農業・農村振興審議会で調査審議いただき、その上でパブリックコメントを実施することとしております。

道といたしましては、引き続き、議会の御議論や審議会での意見、道民から寄せられたパブリックコメントなどを踏まえまして、12月に予定している第3回の審議会を経て、年内をめどに条例案を取りまとめていく考えでございます。

○長尾信秀委員 種子法の廃止後、種子生産への道民の関心が非常に高まっており、生産現場でも、種子条例の制定に大きな期待が寄せられております。

条例の制定に当たっては、幅広く道民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施する

とされておりますが、今後、どのように実施することになっているのか、お伺いをいたします。

○**山野寺農産振興課長** パブリックコメントの実施についてであります。道では、これまで、8月に、全道5カ所で、種子生産にかかわる方々や関係団体等との意見交換を行うなど、生産現場から直接お話をお聞きし、それらを参考に検討を行ってきたところでございます。

本条例に対しては、農業者の方のもとより、広く道民の皆様からも高い関心が寄せられておりますことから、道としては、手続にのっとりまして、10月中旬から1カ月間のパブリックコメントを実施することとしており、道のホームページへの掲載や、庁舎内での閲覧及び希望者に対する資料配付を行い、幅広く御意見を伺うこととしているところでございます。

○**長尾信秀委員** 種子生産に係る条例の制定に当たっては、これまでも申し上げてきましたが、本道農業が、今後とも、地域を支える基幹産業として持続的に発展し、安全、安心で良質な食料を安定的に供給していくためにも、本道の基幹作物である主要畑作物も含めた条例にすべきと考えます。

道は、どのような条例にしようとしているのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 農政部長梶田敏博君。

○**梶田農政部長** 条例の対象作物についてでございますが、本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域を牽引する基幹産業として持続的に発展していくためには、需要に対応した農産物の生産・供給体制を確保していくことが重要と認識しております。

これまでの道議会や審議会での御議論では、条例で対象とする作物に関し、稲、麦、大豆以外にも、小豆、インゲン、ソバといった作物を対象とすべきとの御意見や御指摘があったと承知しております。

道といたしましては、本道の種子生産を一層充実させ、食料の安定供給や地域経済を支える本道農業の果たすべき役割をさらに高めていく上から、条例素案において当該作物を対象に含めていくことについて、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○**長尾信秀委員** ただいま部長から答弁がありました。主要農作物に加え、豆類などの主要畑作物の優良な種子の安定的な生産や普及に向けて、その取り扱いをしっかりと条例に位置づけることが重要であり、この件に関しては、改めて知事のお考えを伺いたしたいと思いますので、委員長の取り計らいをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○**笹田浩委員長** 長尾委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

梶谷大志君。

○**梶谷大志委員** それでは、通告に従って、農政部に、まず、農業被害について順次伺ってまいりたいと思います。

胆振東部地震では、本道のライフラインのもろさ、自然の脅威を改めて思い知らされ、これまで経験をしたことがない大災害となったわけであります。

地震発生から1カ月がたとうとしており、少しずつ復興の兆しが見えますが、厚真の畑では、刈り取り時期を迎えたお米が、今なお、そのままの状態になっているわけであります。

また、全道の全域が停電となったブラックアウトは、酪農家における生乳の損失、乳房炎の発症などにより、大きな打撃を与えたわけであります。農家の方々は、今なお、不安の日々を送っておりますので、以下、農業被害について伺います。

地震によって発生した停電による酪農家の被害については、これまでも、台風、暴風雨などで同様の被害が発生しており、その都度、国などにより、電源確保への支援がなされてきたと承知をするところであります。

しかし、その対策が十分広がっていなかったことへの認識を伺います。

また、このたび、酪農家における電力確保に向けて、道費措置がなされたわけでありますけれども、改めて、全ての酪農家での電力の確保体制の確立を徹底しなければならないと考えます。どのように徹底するのか、所見を伺います。

○**笹田浩委員長** 生産振興局長宮田大君。

○**宮田生産振興局長** 酪農家における電源確保についてであります。酪農家は、日々、搾乳機器など、多くの機械施設を稼働させながら、生乳生産に取り組んでいるところであり、1戸当たりの飼養頭数がふえていることもあって、停電による影響は極めて大きいものと認識しております。

こうした中、農業団体からの聞き取りでは、道内の酪農家での非常用電源の導入は3割程度となっております。このたびの事態を踏まえ、導入の意欲は高まっているものと考えております。

このため、道といたしましては、道内の全ての酪農家が非常用電源を利用するのに必要となる配電盤の整備を緊急的に行うための支援事業を実施することとし、その効果的な推進に向けては、JAなどとしっかり連携しながら、農家の飼養頭数や、導入を計画している発電機の能力などを踏まえた、地域ごとの整備に関する計画を策定するなど、地域全体としての意識の向上にも取り組みながら、電力確保の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○**梶谷大志委員** 今答弁にありましたけれども、このたびの大停電という事態の影響をそれぞれ痛感したでしょうし、何よりも、全戸に行き渡るだけの予算措置であって、今までよりも有利な支援でありますから、徹底していただくように強く求めておきたいと思っております。

ただ、一方で、発電機の確保がネックになる場合も出てくると思いますので、基金を積むなど、そういう体制のことも考えながら、この後の対応に当たっていただくように求めておきます。

次ですが、地震によって、農作物を貯蔵していた共同利用施設にも被害が及んでいるわけであります。その施設の復旧に当たっては、耐用年数による残存価格を基本とした補助になって、年数を経過した施設においては、少額の支援しか望めず、再建できないケースもあると指摘をされ

【第2分科会 10月2日 第2号】

るところであります。どのように見込んでいるのか、お伺いをいたします。

また、共同利用施設は、農業生産を行う上で重要な施設であります。甚大な被害を受けた共同利用施設の早期復旧に向けては、新規で建設できる補助事業などを検討すべきではないかと思いますが、御所見を伺います。

○**笹田浩委員長** 農業支援担当課長上西新次君。

○**上西農業支援担当課長** 共同利用施設の復旧についてであります。今回の地震により、厚真町、むかわ町、安平町を中心に、農協等の共同利用施設において、現時点で、36件、約18億円の大きな被害が発生したところでございます。

国の共同利用施設災害復旧事業では、被災した共同利用施設の被災時点での価値を基準に補助することから、経過年数によっては、当該事業の対象とならなかつたり、補助対象となる復旧費が少額となる場合が想定されるところでございます。

このため、道といたしましては、今般、国において取りまとめられた支援策を踏まえ、施設の復旧に当たっては、最も効果的な事業を活用していただけるよう、JAなどとも十分に協議を重ねながら、今後の農作物の生産計画に合わせて、必要とされる施設の早期整備を図るなど、農家の方々が安心して営農できる体制づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○**梶谷大志委員** 国による本激の告示地域への扱いは年明けになるというふうに思いますけれども、その間、出荷が滞らないように、今答弁にあった対応をしっかりされるよう求めておきたいと思えます。

また、地域、団体の意向を踏まえて、丁寧に対応されるように求めておきたいと思えます。

次ですが、地震によって山腹が崩壊して、農地に土砂や流木が堆積し、大きな被害をもたらしているわけであり思いますが、災害によってお亡くなりになられて、農地の復旧後の営農が継続できないケースもあるだろうというふうに思えます。

土地改良区あるいは町と連携して、御遺族に寄り添って、今後の営農に向けた農地復旧への相談に対応するなど、ソフト対策も含めて、万全の体制を構築すべきと思えますが、所見を伺います。

○**笹田浩委員長** 農村整備課長高崎悟君。

○**高崎農村整備課長** 農地の復旧についてであります。今回の地震では、大規模な山腹崩壊により、山林から大量の土砂や流木等が農地へ流入し、堆積したため、収穫作業が困難な圃場も多数発生するなど、農業者の方々にとっても大変深刻な状況が発生しているところでございます。

特に、災害によって亡くなられた農業者が耕作していた圃場の復旧に当たっては、新たな耕作者の同意が必要となることから、道といたしましては、町や土地改良区、JAなどと連携しながら、遺族の方々の意向なども伺い、今後に向けて相談を行うなど、復旧に向け、丁寧に対応してまいりたいと思えます。

○**梶谷大志委員** 万全かつ丁寧な対応をしていただくように、強く求めておきたいと思えます。

次に、日米貿易協議について伺ってまいります。

先月、日米共同声明において、日米物品貿易協定の締結に向けた交渉開始の合意が発表されました。またもや、本道の基幹産業である農業が脅威にさらされ、生産現場からは大きな不安の声が聞かれることから、以下伺ってまいります。

TPP11及び日EU・EPAの発効に向けた現在の動きについて、どのように把握をして、どう認識されているのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 政策調整担当課長野口正浩君。

○**野口政策調整担当課長** TPP11及び日EU・EPAの状況についてでございますが、TPP11は、本年3月8日に、チリのサンティアゴにおいて署名が行われたところでありまして、協定の発効には、署名国のうち6カ国が、協定の承認や関連法の整備といった、国内法上の手続を完了することが必要となっておりますが、現在のところ、我が国とメキシコ、シンガポールの3カ国が国内手続を終えたところでありまして、

また、日EU・EPAは、7月17日に、東京において署名が行われ、今後は、日本、EUの双方において、議会での審議など、発効に向けた手続が進められることとなっております。

国は、TPP11、日EU・EPAとも、早期発効を目指しているところであり、道といたしましては、引き続き、国からの情報収集に努めながら、動向を注視していくとともに、いかなる国際環境下においても、本道農業の再生産が可能となるよう、競争力の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**梶谷大志委員** TPP11については、今、オーストラリア、ニュージーランド、カナダが手続をされていて、EPAについても、EU議会で12月中に採決されるのではないかとということで、我々にとって非常に厳しい状況が想定される中、9月26日の日米首脳会談において、日米物品貿易協定の交渉開始が合意されたわけでありまして、

道の受けとめについてお伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 農業経営局長渡邊顕太郎君。

○**渡邊農業経営局長** 日米物品貿易協定の交渉開始についてでございますが、9月26日に開催された、安倍総理とトランプ大統領による日米首脳会談の結果、両国首脳の間で共同声明が発出されたところございまして、それによれば、日米物品貿易協定について交渉を開始すること、米国政府は、農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であるとの日本政府の立場を尊重すること、日米両国は、協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動をとらないことといった内容が合意されたものと承知いたしております。

道といたしましては、本道の基幹産業である農業が、将来にわたり再生産が可能となり、持続的に発展していくことが何よりも重要でありまして、国による、交渉内容の丁寧な情報提供はもとより、本道農業の重要品目に対する必要な国境措置が確保されることが重要と考えているところでございます。

以上でございます。

○梶谷大志委員 今、御答弁があったのですが、中身が見えてこないということで、なかなか具体的な話にならないのかもしれませんが、我々からすれば、乳製品などは、T P Pの枠内なのか、あるいはT P P11にプラスされていかないのか、そういったことをしっかり国に確認しているのか、道の動きがなかなか見えてこないことに非常に不満を感じざるわけであります。

そういった中で、日米物品貿易協定の交渉中は日本製自動車への追加関税は発動しないとされたわけでありますけれども、一方で、アメリカは牛肉の関税の引き下げを求めてくるとの報道もあるわけであります。

アメリカ産牛肉の関税と輸入状況をどのように把握して、道内における影響をどう認識しているのか、お伺いをいたします。

○野口政策調整担当課長 米国産牛肉の関税等についてでございますが、米国を含む、我が国との間でE P Aが発効していない国からの輸入牛肉の関税率は38.5%となっており、また、米国産牛肉の輸入量につきましては、平成29年度には、豪州に次ぐ23万1000トンと、牛肉輸入量の約40%を占めているところです。

日米物品貿易協定の具体的な交渉は開始されておきませんが、道といたしましては、今後とも、国内における牛肉の需給動向とあわせて、道産牛肉の生産状況等について把握していくとともに、国からの情報提供などを通じ、日米両政府の交渉状況などをしっかりと注視してまいります。

以上でございます。

○梶谷大志委員 具体的な交渉は開始されていないということではありますけれども、アメリカにとって、牛肉は常にポイントになってきたわけであります。特に、安価な牛肉の輸入増加は、本道の畜産、酪農家にとって大きな影響があるということも、再三再四、指摘してきたところであって、その影響を非常に懸念するわけであります。

そのような中で、今後の対応が求められるわけでありますけれども、日米物品貿易協定交渉では、今申し上げた牛肉などの農産品について、T P P11以上の関税引き下げを強く要求されて、本道農業への打撃がこれまで以上に大きくなることを懸念するわけであります。

道として、今後、どのように対応しようとするのか、所見を伺います。

○笹田浩委員長 農政部長梶田敏博君。

○梶田農政部長 日米物品貿易協定の交渉への対応についてでございますが、本道農業が、安全、安心で良質な農畜産物の安定供給や地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下におきましても、その再生産を確保し、持続的に発展していくことが何よりも重要と認識しております。

このため、道といたしましては、地域の実情や意向を十分に踏まえながら、各作物の生産体制や農地等の計画的な整備はもとより、ブランド力を生かした米、牛肉等の国内外への販路拡大など、本道農業の競争力の強化に取り組むとともに、今後の日米両政府による交渉をしっかりと注

視しながら、農業団体などと連携の上、交渉内容の丁寧な情報提供や、本道農業の重要品目に対する必要な国境措置の確保などの万全な対応を、適時適切に国に求めてまいります。

以上でございます。

○梶谷大志委員 今後の交渉に委ねられ、その情報が出てくるのが前提になるのかもしれませんが、その場合に適時適切にという答弁なのでしょう。あるいは、そういうことがなければ、年末の要請活動にあわせて、そんなことも話をするのかもしれませんが。

しかしながら、アメリカ側からの輸入拡大の圧力は強まることが懸念されるわけでありまして、このことで、本道農業が交渉での取引材料にされるということも懸念するわけでありまして。

やはり、知事の姿勢が問われる大きな政治課題であろうかと思っておりますので、このことについて知事に伺ってまいりたいと思っております。委員長のお取り計らいをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○笹田浩委員長 梶谷委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○笹田浩委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

10月3日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時59分散会